

平成27年知内町議会第1回定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成27年3月12日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成27年3月12日（木） 午前10時03分
- ◎ 閉会日時 平成27年3月12日（木） 午後 5時02分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	五十嵐捷爾
2番	木村一	7番	谷口康之
3番	松井盛泰	8番	吉田峰一
4番	泉政栄	9番	森永勉
5番	敦澤良子	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 4番 泉 政 栄 6番 五十嵐 捷 爾

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大野 幸孝
副 町 長	網野 真
総務企画課長	手塚 恵一
総務企画課政策室長	小田島 伸二
生活福祉課長	松崎 輝幸
湯ノ里保育所長	(松崎 輝幸)
産業振興課長	西野 俊一
建設水道課長	佐々木 孝幸
教 育 長	田中 健一
教 育 次 長	福井 誠一郎
高校事務長	田中 志津夫
スポーツセンター長	上村 政美
給食センター長	(福井 誠一郎)
代表監査委員	村上 壽

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上 義久
議事係長	上野 真吾

平成 27 年知内町議会第 1 回定例会議事日程

(第 1 号)

平成 27 年 3 月 12 日 (木) 午前 9 時 30 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 4 番、泉 政栄君 6 番、五十嵐捷爾君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6		委員会報告 第 2 号
第 7		追跡質問
第 8		一般質問
第 9	議案第 1 号	副町長の選任について
第 10	議案第 2 号	平成 26 年度知内町一般会計補正予算(第 9 号)について
第 11	議案第 3 号	平成 26 年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)について
第 12	議案第 4 号	平成 26 年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)について
第 13	議案第 5 号	平成 26 年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)について
第 14	議案第 6 号	平成 26 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第 2 号)について
第 15	議案第 7 号	平成 26 年度知内町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について
第 16	議案第 8 号	平成 26 年度知内町水道事業会計補正予算(第 5 号)について
第 17	発委第 1 号	知内町議会基本条例の一部を改正する条例について
第 18	報告第 1 号	平成 26 年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について
第 19		平成 27 年度知内町行政執行方針について (町 長)
第 20		平成 27 年度知内町教育行政執行方針について (教育長)

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

平成 27 年知内町議会第 1 回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今、日本は人口減少社会へと転換し、地方自治の先行きは非常に不透明となり、マスコミなども地方消滅などと将来に不安をおおるような状況となっています。そのような中で、国は地方創生本部を立ち上げ、地方が自立につながるよう自ら考え責任を持って戦略を推進するよう求めています。本年、平成 27 年度は、知内町第 5 次総合計画の最終年であり、第 6 次計画の策定年であります。また、大野町政の 2 期目の始動の年でもあります。この

ような節目の年の本定例会は、町政執行方針等を基に平成27年度予算を審議する重要な議会であり、予算は1年限りのものとはいえ、その波及効果は後年度に大きく影響することは当然のことです。このような中で、議員各位は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、調整の課題全般について町民との情報共有を重視し、本町の将来を見据え、町民の要望、諸政策に反映すべく十分に審議を尽くしていかなければなりません。本定例会の議会運営に特段のご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます、開会の挨拶と致します。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、平成27年第1回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、泉政栄君及び6番、五十嵐捷爾君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る3月6日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、報告をさせていただきます。

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成27年知内町議会第1回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成27年3月12日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。平成27年知内町議会第1回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成27年3月12日提出。知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、3月6日。出席委員、敦澤、木村、西山、谷口、森永。欠席委員、説明員はなし。事務局、村上、上野。2、会議について。今定例会の会議は、3月12日木曜日から18日水曜日までの7日間としたい。3、議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。4、付議案件につい

て、付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告3件、議案42件、報告1件、行政執行方針2件、発委2件、一般質問3件、意見書案6件、議長発議4件である。2ページをお開きください。5、意見書案について。提出案件は、別紙のとおり6件である。6、予算審査特別委員会の設置について。新年度予算に関連する議案第9号から第35号までの27議案については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査する。7、議長の諸報告、説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。8、その他、3月15日日曜日ですが、午前9時30分からサンデー議会を開催する。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員長から報告があったとおり、本日から3月18日までの7日間をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの7日間に決定しました。なお、只今、委員長報告のとおり、サンデー議会を3月15日に開催しますので、ご承知おきください。

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成26年知内町議会第4回定例会以降における議会の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職の出席要求については、お手元に配付のとおりでありますので、ご承知願います。これで議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

平成27年第1回知内町議会定例会を開会するにあたり、行政報告を申し上げます。今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

第1点目は、北海道新幹線建設促進道南地方期成会及び青森県鉄道整備促進期成会による中央合同要望活動についてであります。1月20日に北海道新幹線の建設にかかる北海道と青森県の合同要望活動に参加をさせていただいたところであり、要望項目は、1点目として、新青森・新函館北斗間の平成27年度末開業に向けた着実な事業推進。2つ目として、全ダイヤの高速走行を実現に向けた青函供用走行問題の早期の抜本的解決。3点目として、並行在来線の将来にわたる維持存続に向けた財政支援措置の確立等であり、要望の相手方は、長谷川岳参議院議員、太田国土交通大臣、青木国土交通政務次官ほか篠原国土交通鉄道局次長ほかであります。要望活動に参加したメンバーについては、下記のとおりでございますので、お目通しをいただければというふうに思います。

第2点目は、道南ドクターヘリ運航についてであります。道南18市町で構成しておりますドクターヘリでありますけれども、2月16日から運航を開始したところであり、知内町の指定離着陸場所は、第2知内町民グラウンド、旧中ノ川小学校、湯ノ里小学校、知内町ファミリースポーツ広場、知内町役場駐車場、知内中学校駐車場、そして、涌元小学校グラウンドと涌元漁港駐車場は、今、申請中であります。

次に3点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成27年第1回定例会が2月27日に開催され、報告第1号の専決処分した事件の報告について、議案第1号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第2号の平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）については、いずれも提案どおり可決されたところであり、

第4点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。平成27年第1回定例会が2月18日に開催され、議案第1号の平成27年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計予算について、発議案第1号の閉会中の所管事務調査については、いずれも提案どおり可決されたところであり、

第5点目は、北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。平成27年第1回定例議会が2月19日に開催され、議案第1号、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について。議案第2号、北海道後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について。議案第3号、平成26年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算について。議案第4号、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。議案第5号、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について。議案第6号、平成27年度北海道後期高齢者広域連合一般会計予算について。議案第7号、平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算について。議案第8号、監査委員の選任について。報告第1号、平成26年度定期監査の結果に関する報告について。報告第2号、例月検査出納検査結果報告については、いずれも提案どおり可決、承認されたところであり、以上、5点について、ご報告を申し上げます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

● 委員会報告第2号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告書について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、谷口康之君。

◎ 委員長（谷口康之）

委員会報告第2号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

平成26年度における経済民生常任委員会の所管事務調査にかかる結果について別紙のとおり報告する。

平成27年3月12日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成26年度における常任委員会所管事務調査を、下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成27年3月12日。知内町議会経済民生常任委員会委員長、谷口康之。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、平成27年1月23日金曜日1日間であります。2、調査委員、委員長、谷口康之。副委員長、吉田峰一。委員、木村一。委員、松井盛泰。委員、泉政栄。委員、敦澤良子でございます。3、説明員、網野副町長、佐々木建設水道課長、永田上下水道事務係長、牧野上下水道技術係長。4、事務局員、村上事務局長、上野係長。

5、調査事項（1）上下水道事業に係る将来計画について

6、調査意見（1）上下水道事業に係る将来計画について

本町の上水道は、知内上水道、湯の里及び小谷石簡易水道の3施設により良質な水の安全を確保し、地域住民へ安定した給水を行っている。

現状での水道事業の運営にあたっては、水道料金の収入が多く見込まれ経営収支も黒字で、施設の更新や老朽化による改修計画も計画どおり進んできている状況にあり、湯の里地区においても今期の浄水場の改修工事により安定した水質の給水が可能となった。

しかし、将来の水道事業の財政見通しでは、少子高齢化などにより人口が減少していく中で料金収入が減収となることや当然ながら施設の更新や老朽化による改修工事なども行っていかなければならない状況にもあり、経営の収支としては厳しい時期がくることも想定されるが、簡単に水道料金を改定するのではなく、日頃の維持管理を充実させ、その体制を十分図っていく必要があると思う。

なお、財政見通しでは、50年の長期の見通しであるが、施設の維持・機器類の更新については、より細かなメンテナンスを行っていると思われるが、10年間ごとの中期計画を策定するなど、より現実に近い財政見通しとなるよう検討されたい。

一方、公共下水道事業と湯の里地区における農業集落排水施設整備事業においては、現在の接続率は、公共が63.9%、農業集落排水が58.2%となっており、接続率を上げるためにもPR活動などをより積極的に行い加入世帯が増えるよう努力すべきである。

また、それぞれの経営において、町からの繰入金をなるべく抑えるために維持管理費をかけても耐用年数を延ばしていった方が、より効率的であると思う。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、『追跡質問』行います。
質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、『一般質問』を行います。
一般質問は、会議規則により予め議長に通告のあった順序により行います。
順番に発言を許します。

1番、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

1番、西山です。質問事項、「克雪型多目的体育館及びまちづくり交流拠点施設の建設計画について」

質問趣旨、大野町政2期目の抱負として、『克雪型多目的体育館』及び『まちづくり交流拠点施設』の建設を重点施策に挙げられました。また、今後の課題として「道の駅を含めた周辺施設の改修整備」や「ニラ共選施設の改修整備」、更には「国営土地改良事業の受益者負担に対する軽減対策」などの課題が山積している中、2期目4年間でそれら重点施策をどの様に実現されるのか、その建設計画についてお伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

お答えを申し上げます。克雪型多目的体育館の整備については、スポーツの振興、町外からのスポーツ合宿の誘致等の交流の推進に向け、整備を検討する旨、現在のまちづくり総合計画の実施計画に搭載しているところであります。知内町では、これまでも各種のスポーツ大会の開催、合宿の受入れを推進してきておまして、町への滞在に伴う消費等の経済波及効果による商業振興や町の活性化を一層推進するための効果的な手段と位置付けているところであります。更に町の疾病特性として整形外科の受診率が高く、中でも冬季の運動不足が要因とみられることから、町民の健康増進に向けて、冬期間の利用もできる運動施設としても有効であると、必要性が高いと認識しているところであります。本年度は、各種の制度活用を模索しつつ、また、CLT、直交積層板の活用によるモデル事業として実施できないのか、幅広い調査検討を加速させたいと今、考えているところであります。なお、先般、新聞等で報道されておりましたが、函館市が今、総工事費79億円を投じて、函館アリーナを建設中でありまして、さらには北高跡地をサッカー場、それから、ラグビー場として15億円の投資をして、今、合宿の受入れ体制を整えているところであります。また、函館市以外、北斗市、七飯町でもサッカーや陸上競技場の合宿を誘致しておまして、道南地域の温暖な気候を生かしたスポーツ合宿の受入れに取り組んでいるところであります。そんなことから、道南各市町が連携して、スポーツ合宿の受入れ

に向け、一体的なエリアが形成されることは、北海道新幹線の開業と合わせて道南地域全体の大きな活力になるものと今、期待されているところであります。

また、まちづくり交流拠点施設については、先日の議員全員協議会において説明させていただいたところでありますが、今、国が打ち出しております「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として平成26年度の補正予算で交付される地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、役場庁舎といいますか、ちょうど向かいにあたるんですけども、その民間遊休施設を借り上げて、カキ・ニラ等の食を中心とした施設の運営を計画させていただいております。そんなことから、平成27年度は販売動向等の基礎データの収集、そして、仕入れ等のルートを確立して平成27年から本格運営して雇用につなげていきたいというふうに考えておまして、この関連予算については、補正予算として、今、本定例会に提案をさせていただいておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

さらに、道の駅整備についてでありますけれども、本年度、道の駅活用基本構想策定業務として、議員の皆様方のご理解のもと、実施をしたところであります。そんなことから、観光人口や道の駅の立地特性の検討により、克服すべき課題や活用すべき特性が洗い出されておまして、施設のコンセプト、町の特産品と新幹線の眺望を生かし、ゆったりと過ごせる立ち寄りポイントとして改修することが有効であるという提案を実は受けたところであります。こんなことから、道の駅が新たなにぎわいの場となるように、年度間で物産館の改修とそれから、青函トンネルの展望テラスの整備を今、予定しておまして、6月定例会に予算計上をさせていただければというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

それから、ニラ共選施設の改修整備については、南渡島地区農業振興対策プロジェクト会議において、検討を重ねてきているところであります。その中で、当初は、建屋を新築して、ハサップ、HACCPというんだそうです。食品衛生管理導入施設を計画致しましたが、事業費が膨大となるということから、昨年夏以降、既存建屋を活用して、バラ集荷に対応した計量から包装までの一貫したラインの導入を絞り込んだ施設整備の方向へと計画が今、転換されているところであります。更に今、継続検討をされているという状態であります。そんなことから、議員の皆様方にお話をさせていただいておりますけれども、そのプロジェクト会議の方向を見極めさせていただいて、町としてどんな支援ができるのか、今、その推移を見極めさせていただいているところでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

それから、国営土地改良事業の受益者負担に対する軽減対策については、これは知内町の大きな重要課題であるというふうに私も認識させていただいて、23年に町長に就任させていただいたときに、そのときにはじめて期成会に対して、総会に対して、できるだけ早く課題の洗い出しをして、着地点を見つける努力をさせていただきたいということを申し上げているところであります。そんな状況の中で、先般、国営土地改良事業対策期成会から1月13日に町への財政支援を要請受けたところであります。3月4日に期成会に対して、はじめて町の考え方を説明させていただいているところであります。以上、何点か絞り込んで説明を申し上げました。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

まちづくり交流拠点施設について、いろいろと質疑をさせていただいて、私の方から負

の遺産になるだろうと懸念を申し上げたところ、大変、不快な思いをしたのか、そのうわさは聞いております。どれだけお互いの認識の仕方が違うのかというのは、これからまだ更に議論が必要なのかなという気はしております。それで、今回、協議会で特産品スポットの開設検討ということで、これは民間施設ですね、民間施設を借り上げながら、焼きガキなどの魅力を再評価して、そこでまず、やってみたい。これはまちづくり拠点施設に最終的につながっていく試みなのかなという思いがしております。先ほど、協議会で湯ノ里の駅の関係で説明ありました。その一部の中で、観光施設の成功例ということで、「小さく生んで大きく育てる」という文言が出てきました。まさしく、町民のある一部で反対の声もあります。議会の中でも一部あります。そうした声というのは、今、言われるように、あくまでも小さく生んで大きく育てる、そっちの方向性だと思うんですね。要するに商工関係者がやるぞという意欲を高めた中で、町が支援をして、更に気運を高めていく、町の特産品を更に活用しながらアピールをする、まちづくりをするというのが、1つの根本だと思うんですね。そういう意味では、多少トーンダウンという言い方は失礼になるだろうと思いますけれども、まず、これをきっかけにその町長の思いにあるまちづくり拠点施設に結びつけていこうという考えなんだろうと思います。ただ、残念なこと、それはそれでいいことです。もう遅きに失している。「小さく生んで大きく育てる」の「小さく生んで」というのは、もう早くからこの試みはやらなければならなかった課題だったんだろうと思います。それが今、取り組むということで、これは少なからず遅くに失っているのかなという思いで、やるべきだろうという認識は一緒なんです。ただ、先ほど湯ノ里の道の駅整備の中で、大規模改修はしないで、小規模で改修をしながら展望テラス等の整備をしながら、まず、開発を進めるということで、残念ながらその2階、以前、食堂で使っていた2階部分あります。それも今回は厨房施設等の見直しを行わないで、気運が高まれば、そこを将来的にそういう動きにしてもいいだろうという先ほどの説明の中にもありましたけれども、先ほどの民間の施設を借りてやる部分と湯ノ里の2階部分を今、改修してできないのかという部分、こっちの予算を湯ノ里に持っていけば、更に湯ノ里の開発の一步につながるだろうし、まして、無駄がはぶけるのかなという気持ちでいるんですね。というのは、確かに地元の消費も見込んでいるというお話ですけれども、湯ノ里、じゃあ、何でだめなのか、確かに知内にすれば外れです。だけれども、福島、松前もあるわけですし、先ほどの報告にもありましたように、通院、松前から函館方面の通院の方々も利用するというので、コンビニ機能も必要だろうという回答ありました。今、湯ノ里地区で商店が残念ながらゼロになってしまいましたし、そういう意味でもそういうコンビニ施設、更に今、言うカキ、ニラのアピールですね、また、特産品のアピールの施設としても活用出来るんだと思うんですね、その3、600万円という改修費があれば。ですから、その辺をまず、1本にする気はないのか。まず、その辺お尋ね致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、民間の施設を活用しての施設整備とそれから、湯ノ里の道の駅の役割をどういうふうに考えているんだということの指摘だというふうに思っています。実は内部でもいろいろと検討をさせていただきました。それで、私が今23年に基本構想を持たせていただいた交流拠点については、あくまでもうちの要するに特産品を観光客の皆様方に提供をさせる必要があるという考え方で構想を作らせていただいたということでありまして。それは、今、議員ご指摘のカキであり、ニラであり、マコガレイであり。残念ながら、小谷石振興

を取り組ませていただいて、多くの皆様方が知内町に来ていただくことになっています。それと、スポーツ交流でも町外から来ていただく方々が増えてきております。その中で、なかなかうちの特産品を要するに食することができない。それから、要するに購入することができないというのが、大きな知内町の課題であったんだろうというふうに捉えさせていただいています。そんなことから構想を作らせていただいて、今、議員言われるように、なかなか構想は持ったんだけど、地元の要するに反響といいますか、動きというのがなかなか鈍くて、私も行政が然らば先行してもということの議員の皆様方の意見もありましたものですから、少しその状況を見極めさせてもらったということでもあります。そんな中で、今、新しく地方創生という、国が要するに地域を活性化するためにどんな形が必要かという、ある程度、方向性を示していただいた中で、今うちも3, 100万円の交付金をいただいたということをも1つの契機として、そこを活用することによって、新たな要するに知内町の観光振興、そして、雇用の場を確保できる取組ができるだろうという今、考え方で、先般、議員の皆様方に説明をさせていただいたところでもあります。それと、然らば、湯ノ里の道の駅、どんな形でそこを要するに今、手を付けるんだということだというふうに思いますけれども、実は今回、今、前段で説明を申し上げました基本構想の中で、あそこはやっぱりトンネルの出入口の町、それから、その2階部分から新幹線が通る眺望ができる施設でありますよ、それから、旧駅に貨車の待避線として、両脇に3線、その待避線があるということで、これは狭軌軌道の貨車とそれから、新幹線の通過が見られるというのは、日本でもここしかないということでもありますので、まず、ゆったりとして新幹線をやっぱり眺望できる施設を、そういう機能を持たせた施設に改修をしたいという考え方があります。そんな中で、今、ご指摘の湯ノ里地区に残念ながら小売店がなくなった、湯ノ里の町民の方が要するに日用品を買う不便が出てきた、そんな中で、如何に物産館をその機能を持たせるかも大きな課題であるというふうに思っているところでもあります。そんなことから、まず、そこを道の駅として要するにグレードアップすることによって、先ほども説明がありましたけれども、通過している運転手さんに止まってもらう、観光バスに止まってもらう、そして、そこで町の特産品を購入してもらう、そして、なおかつそこに今、新幹線開業と合わせて眺望できる施設整備をできれば、それは1つの道の駅として、そして、新幹線が見られる道の駅として整備ができるんだろうという考え方で、今回、そんな形で取り組ませていただければというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ですから、余計、道の駅にそういう施設を併合した方が、要するに利便性もいいだろうし、観光客にもアピールできるだろうし、当然、地元、近隣町村ですか、その方々にも利用していただけるわけですから、より一層の波及効果というのは生まれるのかなという思いであります。そういう意味でも、また地域の最終的に商店がなくなったということで、それらにもある程度、そこを活用すれば、対応できるわけですから、是非、そういう意味での最終的に道の駅構想でこれからの計画になりますので、再度、いろいろな角度から、目線から見ながら、検討を加えていただければありがたいなと思っております。

それと、克雪型、これは確かにまちづくり総合計画にのっています。ただ、年次も予算も張り付いてはおりませんし、町長1期目の公約でもあります。そういう意味で、今回、2期目ということで、じゃあ、どういうスケジュールでこの克雪型を進めるのかなという

思いがあったものですから、それで、はっきりした、じゃあ、この任期4年の間に何とか建設まではいかなくても、それなりの道筋は付けたいという思いなのか、それとも、建設まで行くという考えなのか、その辺、改めてお尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

大野町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

私、23年にこの立場に就かせていただいたときから、知内町の将来を見据えて、今、知内町というのは、一次産業の町であります。間違いなく。農業、漁業が元気でなければ、知内町というのは、なかなか存続できないという考え方です。その中で、1つ、今まで手を付けてこなかったといいますか、手を付けられていなかった林業振興、地場材の振興、それから、未利用材を利用した木質バイオマスの取組みをさせていただいて、今、各自治体から注目をさせていただいている町というふうに今、考えているところであります。その中で、更に今、先般の2040年の人口推計の中で、何も手を付けなければ、交流事業等が進まなければ、うちも3,200人まで人口が減少するという、衝撃的な数字が出ておまして、議員の皆様方もその数字は見られているというふうに思います。その中で、特に渡島西部、松前町、福島町、木古内町、知内町、4町を含めた中での状況を見ると、大変、北海道内でも、179市町村の中でも、この3町については、大変、今、高齢化率が進む、人口減少が進むという大変、厳しい状況になっている、そんな状況の中で、うちもそういう状況であるんですけども、1つそういう町外から要するに合宿に来ていただく人がもし知内町に来ていただくことによって、西部4町合宿の里づくりができないかということで、これはずっと話をさせていただいているところであります。残念ながら、1期目では、その方向性については示すことができませんでしたけれども、2期目、今、当選をさせていただいて、この立場に就かせていただいて、この構想を何とか実現したいということの考えから、そういう発言をさせていただいているということでご理解をいただければというふうに思いますけれども、まずですね、今、考え方としては、2千人、3千人の合宿を受け入れることによって、知内町に与える経済効果というのは、相当の経済効果があるということは、私なりにそういう形で理解をしております。ただ、今、RCで体育館を建てようとしたら、相当の高額になると、15億円、16億円、17億円という形にきつとなるんだらうというふうに思いますけれども、その建設にあたって、残念ながらRCでは補助制度が今ありません。4年間の中でいい補助制度がないかということで、内部的には検討したんですけども、なかなか財政対策には、その確実なものについては、たどり着いていない。そんなことから、方向性はちょっと見合わせていたということでもありますので、今回ですね、2期目の公約として挙げさせていただいたのは、1期目で取り組んだ地場材振興であります。それで、今、日本が、北海道が、要するに単板を重ねて強度を高めて、それを要するに活用するというCLTというものであります。ここにも述べさせてもらいましたが、直交積層板、これはヨーロッパ、欧米では、5階、6階の高層の商業施設、それから、そういうアパート等でもう活用されている。ところが、残念ながら、日本ではまだそのCLTの建築基準法が定まっていないという今、状況であります。これは今、先般も新聞で出ましたけれども、留辺蘂のオホーツクウッドピアという会社が、北海道の委託を受けて、6千万円の今、施設を建てております。これは北海道で最初のモデルとしてであります。そんな中で、国も今、そのCLTを何とか山村地域で要するに活用できないかという動きがありまして、28年度中にそのCLTの建築基準法がきちんと決まるという今、状況になっています。私は今そんな状況の中で、27年度きちん

とした構想というか、受皿というか、進めるべく体制を整えながら、できれば、28年度に基本構想を持たせていただければという今、考え方であります。その段階で、そのCLTの建築基準法が定まりますので、是非、うちの今、使われていない道南スギを活用したCLTでの日本で最初の高層の施設を建てられればということで、今、考えているところであります。ただ、それは28年度に構想まで提案できるかどうかというのは、まだ不透明であります。今、そんな状況でありますから。そんなことで、今回、全国25名派遣していただく国家公務員のシティマネージャー制度を活用させていただいて、全国で144自治体、北海道では17の市町村が手を挙げさせていただいて、渡島では私だけではありません。そんなことから、先般、地方創生本部の方から派遣をするということでの内定をいただいております。今、林野庁から1名4月から採用予定というふうになっています。これはまだ公表はされておられません。17日に国から派遣先の町が公表されるということになっていまして、これはまだ内定という段階でありますけれども、そんな今、体制を構築しながら、そして、何とかそのCLTを活用できれば、財政対策もできるのかなという、今、考え方をさせていただいて、さらには、渡島西部との連携、そして、今、定住自立圏で函館市がドクターヘリの中心都市になっていますけれども、合宿を誘致している渡島全体の1つの核として、知内町がその役割を担わせてもらえないかということでの考え方で、今、公約として掲げさせていただいておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

かなり大きい構想のようでありますけれども、ただ、CLTに関しては、まだ法整備が落ち着かないということで、これからの課題ということで、それを見極めながら、28年度、本格的に可能であれば、それをやってみたいという思いなんだろうと思いますけれども、ただ、小谷石開発でもいろいろ議論がありました。宿泊、確かに北斗、七飯、サッカーなり、陸上なり、まして、今、函館アリーナ建てます。そういう渡島連携の中で、そうした1つのドームが知内町にできることによって、スポーツ合宿、まさしくスポーツ合宿の1つの通り道になるんだろうとは、期待はする一面もあります。ただ、小谷石等の開発のときに問題になりました。じゃあ、受皿、宿泊的な受皿、まず、宿泊的な受皿がないと、なかなかその建物だけを利用していただいても、果たして、知内町に費用対効果として、どれほどのお金が落ちるのか、そういう一番末端の問題をどう解決していくかという、1つの大きな課題があります。以前、町長は青少年交流センターの増改築ということで、増築をして、何とかそれも受皿の1つとして、宿泊施設の整備、または、高校野球等の関連づけた提案をされておりましたけれども、1つのやはり宿泊施設があるということが、いろいろ波及効果も生んで、じゃあ、こういう施設も有効にできますよね、という発想になるわけで、まして、これから新幹線開通、来年になりますけれども、その観光コースもある程度できれば、知内町に泊まれるということも可能になります。ただ、現実をみても、残念ながら、北電の工事の絡みの中で、大きくその空き率が、時期的なものの変動してしまうという残念なものがあります。それをある程度、変動なしに知内町へ行けば、通年で、この施設であれば、通年で利用できますよという施設が、民間から本当は沸き立ってくれば一番いいんですけども、残念ながらそういう気運でもないだろうと思うんですよ。そういう意味では、青少年交流センター増改築というのが、1つのメインになってくるんだろうと思います。そういう意味では、まず、それらの宿泊の問題、観光のまた受皿とい

う、1つの宿泊の面の中での大切な受皿になるだろうと思いますので、それをどう解決していくのか、そのドームの前にですね、それらをどう手当てしていくのかという、今の構想と合わせてどう解決していこうとするのか、お尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

ご指摘のとおりだというふうには理解しております。それで、まず、先ほども言いました。うちは農業があり、漁業があり、林業が今、ある程度、方向性を見極められたのかなというふうに。それから、あとは商工振興なんです。ですから、私は2期目の今、行政執行方針を説明させていただきませうけれども、そこに商工振興ということを大きな課題として掲げさせていただきました。残念ながら、今、小売店、涌元地区の1店舗しかなくなってしまいました。そんなことで、然らば知内町の商工振興をどう考えるかということで、ずっと頭を悩ませてというか、内部でいろいろと協議をさせていただいているところでありまして、その中で、知内町が今、交流というか、スポーツ交流で町外から来ていただく人方、当然、今、旅館を運営している方、それから、民宿を運営している方、これは商工会員であります。そんなことから、是非ですね、そういう受皿として、そこを手厚く町が仕掛けることによって、まず、第一歩として受けることによって、宿泊をしていただくことによって、商工振興につながっていくだろうという考え方をさせていただいていることをまず、ご理解をいただければと思います。そしたら、これだけ2千人、3千人、もし、来ていただくとした場合に、知内町のキャパ大丈夫なのかというご指摘なんだというふうに思っています。そんなことから、私が先ほど申し上げた、渡島西部で合宿の里づくりというのは、そういう考え方からであります。うちのキャパというのは、受け入れる要するに枠というのは決めてしまいます。ただ、松前町にも一番北海道で早く使える町民球場があります。そこで、矢野旅館さんやいろいろ旅館も持っています。福島町も然りであります。そして、木古内町鷹取グラウンドも使わせてもらっていますけれども、この4町でその体制ができれば、うちから余った要するに宿泊できない交流に来ていただいた人方の受皿として、そういうことがもし確立できれば、渡島西部が1つのきっかけとして、その交流事業を企画して、経済活性化ができないかという考え方をさせていただいているところでもあります。ですから、それがある程度、2年、3年、毎年2千人、3千人の人が来て、要するに知内町に来ていただく、その体制を構築できることによって、商工会の皆様方もこの来てくれる人方を如何にターゲットとして、新たに商業展開ができるかということも期待をしながら、今回、是非、これを実現したいというふうに思っていますし、先般も実は町村会の総会のときに工藤市長さんといろいろ話をさせていただいて、何とか今、市長も合宿の誘致も進めている中で、定住自立圏という1つの制度を活用させていただいて、渡島西部4町の拠点として、知内町が何とか担うような今、考え方をさせているので、協力をお願いしますよということをお話をさせていただいて、すぐ次、うちの政策室長の方から担当から町長からそういう話を聞いたので、お互いに連携を取るよという指示があったということも聞かせていただいていますので、何とか知内町だけでなく渡島全体というか、まず、渡島西部4町の取組みとして、うちが担えるものであれば、担わせていただいて、西部4町頑張っていければという考え方もあるということで、ご理解をいただければというふうに思っています。その中で、どうしてもあふれてしまうということになった場合については、要するに交流センターの増改築も考えなければならない。ただ、私はやっぱり民間の人方が如何にその受皿を努力していただくか、これを見極めなければ、私

があふれるから交流センターに手をかけるという考え方はありません。この辺はきちんと状況を見極めながら、対応をさせていただければというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

いずれにせよ、広大な構想であります。確か議運の研修だったと思うんですけども、豊浦の施設を見学させていただきました。70m以上は確かあったんだろうなという記憶をしているんですが、当時の町長の構想が両翼70mというお言葉でしたので、ただいろいろお話をしている中では、あくまでも豊浦の職員の個人的な意見ですけども、この施設ではちょっと小さいんだという感じる場面もあるという、ただ、それを大きくしたら、経費面でじゃあ、どうなるのかというお話で、いろいろ四苦八苦あるんでしょうけれども、ただ、建てた現状とすれば、少し小さかったというお話も聞いております。そういう意味では、1町で決して賄えるような財産ではないと思いますので、是非、広域の中でどう利用価値を高めるのかという協議をしながら進めていただければありがたいと思います。また、その時期が来たら、いろいろと議論はさせていただきたいと思います。

それと、国営なんですけれども、3月4日に町長の考え方を期成会に示したということでもあります。まず、どういう内容だったのか、お尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

実は先ほどもちょっと申し上げましたけれども、1月13日に平成8年の議会請願に基づいての町の支援ということで、10億1,300万円の財政支援の要請を受けたところであります。そんなことから、実は副町長の立場に就かせていただいたときに、平成19年に前町長に私の考え方を説明した、10a当たり4,075円という当時の基準がありましたものですから、そのものを1つの基準とさせていただいて、私なりの判断をさせていただいて、先般、町の考え方を説明しているという状況であります。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

町長が副町長時代の提案ですので、19年の資料なんですけれども、今、言われるるように、10a当たり4,075円、農地造成に関しては、5,929円という数字、この数字でいいんでしょうか。それで、いろいろと今、期成会の動きとして、国営要件に満たないということで、新たな認定をするのに今84町の国営要件を満たすための面積が必要なんだということで、これから動きが出るんだろうと思います。いろいろ事務方、まして、期成会等でこれから動きが加速するんだろうと思いますけれども、ただ、以前も申し上げましたけれども、受益者にかかわる例えば、老朽化に伴う建設だとか、いろいろ変更理由があるんですけども、その中で、要するに河川管理者との打ち合わせの中で、知内川横断工の埋設深を計画より深くしたとか、JRとの協議により津軽海峡の横断工法を変更したとか、いろいろ受益者とは離れる変更理由があるんですよ、それはどうみても国の責任でやっていただくべきなんだろうと自分なりの解釈はしています。ただ、計画変更の中で、応分の莫大な金額170億円という金額が増額になったんですけども、国は国の中で、応分の責任を果たすというような数字も見えます。そうした中で、果たして、これも

どうなのかという交渉はなかなかしづらい面が多々あるのかなという気はしますけれども、先般、森越で、期成会の説明会がございまして、農業事務所の方といろいろ議論をした中では、個人的な多分、意見になるんだろうと思います。これはちょっと控えた方がいいんだろうと思いますけれども、ただ、交渉してみる価値は当然あるんだろうなという自分なりの解釈受けました。理解。そういう中で、少しでもそれが交付金で町の負担、例えば、町が10億円という応分の負担が出た場合に、更にこの部分は国で面倒見ますよということで、8億円に軽減するだとか、7億円に軽減するだとか、これは町が決定したあとですから、町と国との協議になると思いますので、是非、諦めずにその辺の交渉というのは続けてほしいなという要望であります。それと、請願に基づいて、それぞれの額を確定するというので、先ほど事前に課長には古い資料だとちょっと言われて、それで打ち切った経緯があるんですけども、1・2・3・4のケース4、4つ示しました。負担分ですね。その中で、一番請願に違い数字というのが、ケース4だったんですね、それで、ケース2とケース4を比べて、考え方なんですけれども、ケース2でもし確定したとすれば、これによると、町の総償還額が約4億円なんです。ケース4でやると、6億9千万円という数字、約7億円なんです。町の負担額がですね。ただ、そうなると、ケース2でいくと、10aあたり例えば、田んぼでいけば、4,151円と請願より高くなるんです。そして、農地造成の部分は1万3,427円という数字が出てくるんですけども、例えば、あまり制度のことわかりませんが、その4億円の町の負担でもし確定して、受益者も確定します。ただ、それは請願より高いです。数字的には。それを町独自の助成の中で、その請願に近づける数字、要するに受益者の負担を要するに軽減するための更に町の支援ですね、それを単純にした場合、そのケース2で単純に総額、自分の確定金額とその請願数字の差額を足した部分について、計算すれば、約1億9千万円の持ち出しが更に出るんですけども、先ほどのケース4、請願に近づいた町の7億円足しても、4億円に2億円ですから6億円なんです。先ほどの6億9千万円という数字からみれば、まだまだ下がるんですけども、ただ、この手法があり得るのかどうかというのは、後で事務方とちょっと議論をさせていただきますけれども、ただ、やり方として、いろいろ軽減策はあるんだろうと思います。まして、今、町長が言われるように、答申として請願どおりで町の財政負担を10億円支援しましょうという考え方の中で、少しでも圧縮できる要素があるのであれば、圧縮するような事務的な手法を取っていただいて、また、更に国の負担分ですね、応分の負担分を何とか面倒みてもらうという、これは政治的な役割になるだろうと思いますので、是非、町長にはそういう認識のもとで、もし、自分の意見を理解していただけるのであれば、そういう方法で、これから国との折衝にあたっていただきたいという思いであります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

ちょっと誤解を招くと困りますので、今、10億円の財政支援を受けて、それを私全てのんだという話ではありません。基本的には、私は10aあたり4,075円という副町長時代の1つの基準として考えさせていただいて、今、議員ご指摘のとおり、そのときからいろいろとまた事業費が膨らんできているんですよ。ですから、それをそしたら全部受益者の皆様方という話にはならないというふうに思っていますので、まず、その10億円というのはですね、5%の利息分を含んで10億円ですから、私は逆に元金の方がいいんだと思います。議論するには。ですから、元金で6億8,400万円ということで考え

ていただければいいのかなと。ですから、その部分を0.5%の要するに利息を持つと10億円になりますから、私はですね、基本的には4,075円のやつを10a当たり3,800まで町が抱えることについては、私の責任として、判断をさせていただきましたということを先般、町の考え方として、要するに期成会にお示しをしたということで、まず、その辺、ご理解をいただければというふうに思います。それから、今、言われましたように、当然いろいろと事業完了に向けての課題が今あります。今、議員から指摘のものもありますし、まだまだれきで使えない農地もそのままになっています。それで、先般、会長とそれから専門委員会の会長さんに話をさせていただいたのは、まず、そこをきちんと開建さんに担保を取る形を一緒に行動を取らせてもらえませんかということも言わせていただいたところであります。ですから、今回、私、町の考え方として、はじめて10a当たり3,800円という数字をお示しさせていただいたところであります。まだまだきつと解決まで課題があるんだろうというふうに思っていますので、まず、スタートとして、そんな今、状況になっていますし、私は今の状況であれば、開建さんがその辺をきちんと担保していただかなければ、私はゴーサインを出す考え方はありません。ですから、一緒に、れきを今、出ている畑地をどうするんだ、あのままにしておいたって農地として使えないだろう、それから、いろいろと今、ムズルセの造成中の要するに濁水対策、いろいろ今ありますから、それをもう一回表面に出して、開建さんにきちんと10分の10の補助制度を使って、対応できるというふうな話もしているようですが、まだその辺は正式に開建とぶつかっておりませんので、その辺はきちんと腹を決めて、国がやるべきものはきちんとやるという形を回答いただかなければ、私は判断をしないというふうに思っていますので、ご理解をいただければというふうに思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

専門委員会から答申が出ました。それには、今までの経過の結果ですね、こうして欲しいという要請だろうと思っています。そういう意味では、これらを念頭に置いて、これから進めることになるんだろうと思いますけれども、ただ、時間がかかればかかるほど、また違う難題が出てくる可能性、まして、今、出ているんだろうと思います。そういう意味では、いち早くある程度、町の判断でそれらの受益者が納得できるような支援をできるようにこれからまた一生懸命進んでいただきたいなと思っています。

時間がありませんので、最後、ニラの共選施設なんですけれども、これは今、計量等試験をしながら、これから改築に向けて一歩進んだんだろうと思います。これに関しては、いずれJAの方から申請が出るんだろうと思いますので、そのときにまた改めて議論をさせていただきたいと思います。いずれにせよ、いろいろ難題あります。これ以外にも幼稚園の課題もありますし、郷土資料館の課題もあります。そして、農業にかかわらず、一次産業の後継者の問題もありますし、以前やらせていただいた家族を持つ、結婚をどう取り進めるのか、強引にやればセクハラだとかいろいろ問題はあるそうですので、なかなか行政としてじゃあ、どこまで将来の後継者の手助けをできるのかという、支援方法もこれから具体化されるんだろうと思いますし、ただ、一番大事なのは、やはり知内町の基盤というのは、一次産業ですから、この基盤を後継者がまず、たくさん出ていただいて、より多くの一次産業者が知内町を引っ張っていくという構図を変えないように、これから変えないようにですね、何とか一次産業に更なる政策等の支援をしながら、取り組んでいくことが、今後のまちづくりの大前提になるだろうと思いますので、合わせてそれらをお願いし

ながら一般質問を終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

補足をさせていただきます。今、1番議員さんの方から要するに国営の事業完了に向けて、町が要するに受益者の皆様方に了解をしていただくように努力をしていただきたいという発言が今あったように思っていますけれども、違っていたらごめんなさい。うちが今3,800円で提案をさせていただいたのは、要するに6億8千万円某の要するに負担をして、3,800円に試算をされるんです。ただ、6億8千万円のうちの3億3千万円というのは、ガイドラインで、そのものしか過疎債は充当できないんです。そうすると、後の3億円をどこで財源を見つけるかというのは、これは要するに町民の税を要するにそこにつき込む話ですから、お互いにですね、町の要するにぎりぎりの線、それから要するに受益者の皆様方のぎりぎりの線、これはお互いに要するに協議をしながら、着地点を見つけていくことになるんだろうと。ですから、これだけ要するに町に負担してもらえなければ、事業を完了しないという話には私はならないというふうに思っていますので、一応、先般、町の考え方、ここの部分であれば、何とか町民の皆様方に説明できるのかなという、私の判断で提示をさせていただいたということをご理解をいただければというふうに思います。それから、今、最後に知内町の一次産業をどう守るかということもありました。それはもっともだというふうに思っています。それで、今、地方創生の状況で、5か年の計画を作らなければならないんですけれども、実は4月の臨時会のときにですね、今、知内町のものづくり産業振興条例、町独自の大胆な施策を今、そこの中に盛り込んで、今、6月に定例会に提案したいという今、考え方をしていますので、その中で一次産業の後継者をどうあるべきかということも、議員の皆様方からご指摘をいただいたものもありますので、私なりに今、整理をさせていただいて、そして、それと地方創生の戦略計画と連動しながら、今、町独自の地方創生版を作っていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。あとでその辺は詳しい状況については、説明をさせていただきますと、よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山和夫君の一般質問を終わり、次に7番、谷口康之君。

◎ 7 番 (谷口康之)

「小谷石地区の振興策について」質問させていただきます。

平成26年度の予算委員会の質疑の中で、小谷石地区の振興策について、ハード面は充実してきたと思われるが、今後は、ソフト面の取り組みが重要になるのではとの発言に対し、町長は、町内会の方々と相談して取り組みたいとの答弁であったが、今後の取り組みについてどのように進めていくのか、次の点についてお伺い致します。

1、今後におけるハード面での整備の方向性は

2、ソフト面での取り組みにおいて、平成26年度において町内会とどのように連携し進めてきたのか。また、27年度からの取り組みを町内会とどのように進めていくのか。お伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

小谷石地域の振興対策についてのご質問であります。まず、今後のハード面での整備の

方向性ということでありまして、これまで、小谷石総合振興対策として、町事業として矢越山荘の建設、改修、それから、展望・休憩施設の整備、旧診療所医師住宅を活用してのお試し暮らし住宅の整備等々、各種のハード事業を推進してきたところであります。また、北海道の事業として、小谷石漁港東防波堤の嵩上げ、越波対策でありますけれども、そんな取り組みをしていただいておりますけれども、そのほかに小谷石沖の魚礁の設置、それから、中ノ沢の治山対策、急傾斜の対策事業であります。今盛んに実施をさせておるところでありますけれども、そんな工事が今、実施をされてきているところであります。町が想定したハード事業については、これらの事業で一定の区切りとさせていただいて、今後は、これらの施設を如何に有効活用していくかが課題として認識しているところであります。そんなことで、さらにはですね、今、北海道に実施していただいております急傾斜の部分、これはですね、知内町だけではなくて、総合開発期成会、そして、単独要望を通してですね、早期の完成を今、要望をさせていただければというふうに思います。いくら町がというか、地域が整備されたとしても、万が一、そういう事故があった場合に大変なことになりますので、その辺もきちんと見据えた中で、今、北海道と対応させていただければというふうに思います。

それで、ご指摘のソフト面の取り組みでありますけれども、実は平成25年度に過疎集落等自立再生対策事業を活用させていただいて、GOGOキャンペーンの事業を実施させていただいたところであります。そのほかに、地域の活性化に向けた岩手県久慈市の活動視察をしておりますし、WEBカメラを設置し、そして、小谷石のPRサイトの立ち上げ等もしておりますし、各種のソフト事業の実施を支援してきているところでもあります。

また、矢越山荘、今回、改築をさせていただきましたけれども、その施設の内容、平面プラン、これは地域の皆様方の意見を最大限お聞きした中での計画づくりをということで、何回か町内会の皆様方と会議をさせていただいて、そして、今、備える備品等についても、町内会の意向を反映した中で、今、予算を計上させていただいているということで、まず、ご理解をいただければというふうに思います。

それで、今後、ソフト事業をどういうふうに展開するかということでありまして、今、北海道教育大学函館校の池ノ上先生の指導のもとということでもちょっと書かせていただきましたけれども、この池ノ上先生というのは、うちのニューツーリズム、2年間の振興協会の補助金をもらって、町内の観光資源を検証していただいたワーキングのメンバーであります。この先生が今、函館教育大学に赴任されてきておりますので、地域づくりの学生サークル、ユースフル函館による地区のですね、食、それから伝承文化、それから空き家等の調査活動を今していただいているところであります。そんなことから、小谷石の地域資源を活用した観光プログラム、更に今、矢越山荘や空き家の活用の方策について、提言をいただくために北海道の市町村振興協会の補助金を活用した中で、何とかその取り組みを支援させていただいて、そこからの提言を1つの参考にさせていただいて、地域の連携を図っていければというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

さらに、今回、村田優君がお菓子を作りました。これはGLAYのTERUさんが一言つぶやいていただいたことによって大反響であります。今、予約しても2か月待ちという今、状況の中で、実はふるさと創生で、機械を1台増やすという支援もさせていただきましたし、袋詰めにする袋を閉じる機械もですね、今回、ふるさと創生の中で、26年度の要するに事業として、今、支援をさせていただいているところであります。そんなことから、今、私は先般のふれあい懇話会等でも言わせていただきました。ハード事業は町が主導してやらせてもらいました。あとは、小谷石町内会の皆様方が町外から来ていただいた

方々を如何に温かく迎えられるかを将来の要するに小谷石振興につながっていくということを言わせていただいたところでありますので、これは町と連携を図らせていただいて、是非、そんな取り組みをしていければというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

1点目のこのハード面の部分について、町長は大体この矢越山荘、それから、展望台、休憩所、お試し住宅ということで、これで一区切りがついたという形で私は理解しています。それで、この度ですね、我々の議会報告会で、2月に小谷石の地区に入らせていただきました。参加者は少なかつたんですけども、この中の質疑の中でですね、いろいろな話が出た中で、こちらからの説明をしていた中で、質疑がそんなになかったものですから、こちらの方から逆に町内会の方に投げかけて、どうなんですかというときに、反応がですね、はっきり言って、町がいろいろな形で小谷石振興に対して積極的に、そして、いろいろな形のハード面とか整備してきているんですけども、私たちがちょっと議会報告会で感じたのが、町がいろいろな形で地域のために思ってやってきているのが、地域の人にとってはちょっと町の考え方がなかなか伝わらなくて、自分たちとはちょっとかけ離れているような感じの話が出てきたものですから、これは本当に町内会の方々がこの事業に対して理解をして、そして、自分たちもこれに対して体を動かしてというのは変ですけども、本当に動いてきているのかなということがちょっと、この前の我々の議会報告会のときに、ちょっとそういう我々の期待したような答えが返ってこなかったものですから、本当にこの事業このままやっていっても大丈夫かなという私の心配があったものですから、その辺、まず、質問させていただきました。その中で、ハード面でも矢越山荘の部分についてもですね、参加した方から、なぜ、泊まるようにできないのかというようなことを再三、しつこく言われたんですけども、やはり町としてもこの施設の部分について、町内会に本当にきちんと説明して、これをこのためのどういう活用の仕方で行うんだよということをきちんと理解してもらっているのかなと、そういう逆に私が不安になったものですから、その辺について、まず、ちょっと感じた部分がありました。それから、展望台についてもですね、細かいことを言いますが、人の家の土地の中を歩いて上がっていくような状況になっているので、せつかく駐車場を整備しているんだから、なぜ、駐車場からまっすぐ展望台の方に上がるような形のことを考えてもらえないのかなという話も出たものですから、こういう部分で、細かいことになりますけれども、本当にこういうソフト面とか、ハード面とかそういうものの町の方としては、本当に地域の人達に納得してもらってやっている事業なのか、その辺、ちょっと私も何回も言いますが、ちょっと不安になってきているものですから、その辺について、町としてはどのような形になっているのか。それから、この前も言いました、お試し住宅もありますよね、これも私の方から投げかけたんですけども、町内会の方に内地の方から来た方で、お試し暮らしに来ただけですけども、その辺について、どのような感じを受けましたかと聞きましたら、私に答えてくれた方は、いつ来たか全然わからない、そんなものどういうふうになっているか、何もわからないからどうしようもないという言い方だったものですから、その辺についても、その人が来るからどうかではなくて、やはり私としてはですね、町内会の方にもお知らせという言い方は変でしょうけれども、そういう方がある程度、来たら、もし困ったようなこととか、わからないことで何か聞かれたら、もしあったらそういう形で、ソフトな形で答えて

あげてくださいとか、援助してやってくださいというようなことを私はやってもいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺について、どのような対応をしてきたのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

大野町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

どういうふうに私の方から答弁するか、ちょっと今、迷っているんですけれども、今、議員がご指摘のものについては、議会報告会に出席された人方の意見交換の中で、そういう状況だということで、今、質問をされているということで理解してよろしいのでしょうか。どなたが参加して、どうのこうのではないですけれども、私は小谷石からの地域振興については、議員の皆様方からいろいろご指摘いただいています。町が要するに先導するのではなくて、地域の皆様ときちんと了解をした中で進めてくださいということを指摘を受けていますので、私はそれはきちんと守りながら、要するに進めさせてもらっているというふうに理解しています。そんなことから、今いろいろと地域の皆様方が全て町がやることに対して理解をしていただけているのかという形になると、私はそれはわかりませんけれども、私が要するにまちづくりなり、ふれ懇で話をさせていただいた時点で、そういう発言というのはありません。そんなことで、ちょっとずれがあるのかなというふうに今、考えて、率直に今、考えさせてもらっています。それと、お試し暮らしのことをご指摘でありますけれども、いつ、誰が要するに入っているかわからないと。これはですね、きちんと町内会長さんにいつからいつまでということは連絡を差し上げています。その要するに状況がそしたら、町内会にすべて誰々がいついつから入りますよということでもきつくないんだろうと思っています。これは、本当に静かな場所で、何か月間要するにそこで時間を費やしたいという人もいるだろうし、地域の人方とのふれあいを求める人もいるし、これはですね、なかなか来る人方にあなたはどのような目的でというのは聞けませんので、来る度に誰々が入っていますから町内会の人方、温かくということは、これはですね、やるべきではないというふうには思っています。ただ、いつからいつまで、要するにどこから誰々が来ていますよというくらいはですね、町内会に周知をするべきだろうというふうに思っていますので、これはきちんとその辺の対応をさせていただければというふうに思っています。それと今、展望施設の部分、人の屋敷をという話ではありますが、これもですね、町内会の中でいろいろと議論をした中で、あのスペースというのは、一番やっぱり小谷石の眺望がというか、施設としては、あの場所が一番いいということで、町内会の総意というふうに私は理解しています。その中で、東屋ということで屋根を付けようというふうな提案をしたんですけれども、あそこはもう風が強くて、屋根をかけたら大変だということで、まず、スペース的にここが一番ベストポジションということを町内会の皆様方に相談をさせていただいて、そこに設置をしたということであります。ですから、今、議員がなかなか要するに地域全体に町がやるべきことが浸透されていないというご指摘でありますけれどもそれはきちんと私なりに理解をさせていただいて、今、先ほど言いました、ソフト事業を如何に展開をしていくかというのは、すごく大事だというふうに考えています。その中で、先般、小谷石町内会の運動会に私、初めて参加させていただきました。その中で、函館教育大学の子ども達がそこに一緒に参加する、それから、小谷石に実家のある若い夫婦であります。小谷石が大変にぎやかになったので、おじいちゃん、おばあちゃんの住んでいた小谷石に1回足を運ばせてもらいたいということで札幌から来た御夫婦もいましたので、運動会に参加をしながら、そして、来た人方に今、教育大の生徒方が地域

に入っているいろいろと皆様方と触れ合う機会があるからということも話をさせていただいていますので、そんな形で、私は議員の皆様方からご指摘をいただいたものについては、きちんと町内会におろしていますし、それから、矢越山荘の何で宿泊できないかについては、地域の皆様方と何回も議論して、理解をさせていただいているというふうには私は思っています。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

それはわかります。ただ、我々の部分と町長の話している部分はちょっと違う、地域の住民の人達もちょっと違うのかなと私は今、感じております。ただ、今の小谷石の現状をみますとですね、やはり町長言いましたように、いろいろな形で1つ1つの部分では、喫茶店もできましたし、今の青い洞窟、遊覧船もできまして、民宿もありますし、そういう1つ1つの点では、小谷石も結構光るものがあるのかなと私は思います。ただ、これからですね、これを線にして結び、そして、面にしていくまでといたら、やはりこれからももっともっと地域の人方が町長の答弁にも書いてありますけれども、自主的ということになると、これからもっともっとお互いに話し合い、そして、理解して、それで実行していかなかったら、なかなかこの事業は進めても成功という言い方は変ですけども、成果が出てくるものではないと私は思うんですよね。その辺について、今の部分でもうなかなかハード面はいいんでしょうけれども、ソフト面ということになりますと、本当にこれは難しい問題だと私は思うんですよね。これからの部分で26年度の部分でも書いてありますけれども、なかなかハード的なことは書いてありますけれども、どのような協議をして、どのような結論で町内会が納得して行動してきたのかという、それがちょっと見えないものですから、もしあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。それから、これから27年度の部分についても、今、教育大学の先生が文化遺産とかいろいろな形で出ていますけれども、これを町内会がどのように理解してもらって、行動を移すまでプロセスということがあるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

繰り返しになってしまうかもしれませんが、小谷石振興については、私は町の立場として、町内会の皆様方の意向をくみ入れながら進めさせていただいているというふうに考えています。それから、27年度についても、この教育大学の子ども達、池ノ上先生が今キャップになってきておりますけれども、こういう事業についても、きちんと町内会に説明を申し上げているというふうに理解しております。ただ、今、何人かの人方がそういう御発言をされているということでもありますので、それは真摯に受け止めさせていただいて、更に町内会の皆様方に理解をしていただくというか、町と一緒にソフト事業を展開していくために、更に町内会の皆様方と連携を図らせていただければというふうに思っています。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

抽象的な答えでなかなか難しいですね。ただ、やはりこういうソフトの部分になりますと、うちの町の小谷石地区の人口とか、年齢とかを考えますと、やはり町長も心配してい

るように、限界集落ということでこれを解消するためにも、まず、小谷石に対して一番力を入れて、うちの町の町内会振興の中でも、小谷石というものを一番重要になって私は取り組んできたのかなど。これが成功しなかったら、これから次、一般質問あります湯ノ里とか、ほかの町内会にもこういう事業をやってもなかなか成功というか、効果出るまでといたら難しくなってしまうのかなど、私、心配している部分があるんですけども、その中でですね、やはり小谷石町内会の方々をみますと、やっぱり年齢が比較的高い方が多い部分でありますけれども、その中で、やはりこういう事業がですね、核となる人間を育てるとか、作っていくようなものが大変重要になってくるのかなど私は思うんですけども、その辺について、町としてもそういうものをきちんと考えているのか、その辺について、どのように判断してやっているのか、町長、お知らせ願いたいとお思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

大野町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

地域振興というのは、町が仕掛けたからといってすぐ効果が出るというのはなかなか面倒なんだろうというふうに思っています。ただ、かけなければ、その振興が図られないということで、私は判断をさせていただいて、小谷石振興ということで、ニューツーリズムのワーキングの先生方に小谷石地域というのは、知内町内でも一番ベストな観光振興を進める上では、ベストな地域ですよということのご提案をいただいて、私がそこから施策を今いろいろと展開をさせていただいたということでもあります。それで、基本的には、高齢化が進む、そこに若い人方の働ける環境というのは、これは一番考えなければならぬということでもありますから、これはご指摘のとおりだというふうに思っています。ただ、これが要するに町が仕掛けたから1年、2年でそういう体制ができるかというのは、私はやっぱり少し期間をみていただいて、どういう状況になってきているかということで判断をしていただければよろしいのかなというふうに思っています。ただ、申し上げますと、今、先ほどもちょっと触れましたけれども、若者が地元に戻ってきて、遊覧船を運航し、そして、お菓子を作り、これが今、反響で、今そういう若人方もそういう状況になってきているんですよ。そして、民宿、今3件で経営しておりましたけれども、1人が帰ってきて喫茶店をやってくれる。それと、今、養殖が進むことによって、漁業後継者も育っているということは議員ご存じだというふうに思っています。ですから、私は今、然らば中心的に誰がその地域を支えていくのかということも、これは大事であります。それで、私が今、去年から観光協会の青年部、今7名部員がいるんですけども、そこに対して、要するに助成をさせていただいております。その会長さんが小谷石にいて、副会長さんも小谷石にいます。ですから、その若者を中心として、如何に今、地域振興を図っていけるか、これも大きな課題でありますので、私はその人材はそこにいると、その人材を今後如何に要するに一緒に連携を取ればということ、今、考えさせていただいておりますので、そんなことからいうと、今、若い人方が地元に戻ってきている状況に今なりつつあると。まだまだ100%ではありません。そんな状況でご理解をいただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

町長言うのはわかります。ただ、やはりこういうソフトの部分で私たちも結果をすぐ1年、1年結果を出せということは、私は申し上げません。ただ、やはりこういうものはあ

る程度、時間を要するのは、我々議会も全部、承知の上で話しているわけで、だから、その部分です、先ほど1番さんが言いましたように、我々の報告会の際に町内会の人達が、町のやっていることがなかなか理解してもらっていないような雰囲気があるものですから、これは大変なことだなと私は今回言いましたように。だから、核となるというか、本当にこれから若い人たちがいてくれるのは本当に重要な課題だと思うんですよね、小谷石に対しても本当に。だから、昨日も3. 11の特集、ずっと朝からやっていましたけれども、その中でも、女川町、復興策でもって協議会の会長をやっていた方が、還暦以上の人間は口出すなど、若い人たちが全部任せて、若い人たちが全部計画をやって、復興を考えなさいということで、その人が英断をして、若い人たちが中心になって、町の復興を実現して、一番最初に3. 11以降にこの町が復興しているというような特集もやっていたけれども、ただ、やはり町長も当然わかると思いますけれども、やはり小谷石地区だけを考えますとですね、これはほかの地区もこれから重要になってくると思うんですけれども、やはりそういう柔軟な対応ができるか、如何に一人でも多く発掘して育てるかということが、私は本当にこれから小谷石だけではなくてうちの町のこれからの発展といいますか、動いていくためにも、これが一番重要になってくるのかなとことが私は思うんですけれども、その辺について、ちょっと抽象的な答えしか返ってこないから、この辺についてどうなんですか、もう一度、もしあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

大野町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

抽象的な答弁しかされていないというご指摘でありますけれども、決してそういうことではなくて、今のご指摘の考え方は一緒なんだというふうに思っています。ですから、高齢化が進んで、今、限界集落といわれる地域になってしまいました。そこを如何に活性化するかということで、要するに機関の報告を受けて、アドバイスを受けて、活性化につなげたということでありますので、それで、今、先ほど言いました、若手が今、地域で一生懸命真剣に頑張っています。私は今、小谷石地域に残っていただいている若い人方というのは、本当に地域をどうするか、真剣に考えていただいている方々ばかりだというふうに思っています。今まではですね、なかなか何かをやろうとしたら、町がいくら支援をしてくれるのであって、そこからの始まりなんです。そうではなくて、今、一生懸命やられている人方というのは、自分で自前で体制を整え、そして、この部分は何とかと逆にうちでその部分をうまく活用しなさいという形で今、言わせてもらっているというのが現実でありますので、その辺はもっともっと彼らは一生懸命地域のために頑張ってもらえるというふうに私は思っていますので、更に連携を図りながら、そして、若い人方をサポートする高齢者の皆様方だって絶対必要でありますので、そんな今、体制を作っていくことによって知内町の13町内会の中で、小谷石地域が1つのまちづくりの復興の中で、1つのモデルとして要するに復興を図っていければと、活性化につながっていければというふうに考えておりますので、これは先ほども何回も繰り返すようでありますけれども、町内会の皆様方ときちんと連携を取らせていただいて、進めさせていただければというふうに思っています。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、谷口君の一般質問を終わります。

次に6番、五十嵐捷爾君。

◎ 6 番 (五十嵐捷爾)

久しぶりの質問ですけれども、私の方から1点だけ質問させていただきます。

6番、五十嵐。「今後における道の駅の活性化構想について」であります。

小谷石地区の観光や振興対策も一応終了したので今後は、湯の里地区へと計画しているようですが、まだ具体的な計画や対策が、今ひとつ見えておりません。

1年後に新幹線が開業しますが、それにより、観光客が、数倍増加すると見込まれており、その人たちが、ただ通過するのを見ているだけでは何にもなりません。

手をこまねいていないで色々な対策を行っていかねばならないと思います。

そこで今後における道の駅の活用構想について町長の所見をお伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

道の駅の活性化構想ということでのご質問であります。JR知内駅、平成26年の3月14日をもって廃止となり、道の駅しりうちの周辺状況が大きく変化したことを受けて、道の駅が目指すべき方向性や施設の有効活用、整備のあり方を検討するために、平成26年度で道の駅活用基本構想策定委託業務を委託事業として実施したところであります。まず、そのことについて、ご理解をいただければというふうに思っています。それで、決して、議員がご指摘のとおり、手をこまねいているとのご指摘でありましたけれども、決してそんなことではなくて、青函トンネルの出入口の町を全国にアピールする千載一遇のチャンスということで、私は認識をさせていただいておりますし、本年度の行政執行方針の中にも入れさせてもらっていますし、27年度これからご説明を申し上げます執行方針の中にも入れさせていただいている、そんなことをご理解をいただければというふうに思います。それで、議員ご指摘の周辺の観光人口としては、十分な可能性を秘めた立地特性にあることは、認識しております。まちづくり交流拠点施設整備基本構想での新幹線開業にかかるアンケート調査をさせていただいたその結果、下車駅、新幹線を利用した方々の下車駅であります。その大半が北斗市の新駅、それから、在来線の函館駅を選択しております。それで、新幹線利用の観光客に過大な期待を寄せるよりもですね、現に国道228号線を通行している住民、

ビジネス客、バス利用者等々、観光客をターゲットとした立ち寄りの施設を整備することが有効であるという指摘も実は受けていますので、私もそんな考え方をしております。確かに新幹線、新函館北斗が開業しますと、本州から観光客が来ることは間違いありません。その要するに来る人方をターゲットになかなかまちづくりを進められるかというのは、私はそんなに簡単ではないと思っていますし、交流拠点施設整備の段階でも、現実的に今、松前、江差に相当の観光客の入れ込みがあるので、その人方をターゲットとして、滞在型ではなくて、立ち寄り施設として整備をしたいということもこれも議会の皆様方にご説明をさせていただいているところでもありますので、ご理解をいただければと思います。その中に、今日、前段で道の駅活用基本構想、これはあとで内容については詳しく時間を取らせていただいて、説明を申し上げますけれども、その構想の中にもですね、先ほどもちょっと言いました。新幹線と軌道貨物が並行する、これは全国でもこの区間だけの眺望が強みにすべきだという指摘をいただいておりますので、その指摘のことを重要視させていただいて、まず、地域住民にとっての道の駅と、それから、観光客にとっての道の駅、そして、ビジネス客にとっての道の駅として、機能や役割を整理した中で、施設改修のコンセプトを町の特産品と新幹線の眺望を生かし、ゆったりと過ごせる立ち寄りポイントとしての設定をしながら、今、6月定例会に改修予算等を計上させていただければというふうに

思っているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、五十嵐君。

◎ 6番（五十嵐捷爾）

冒頭に、まず、先ほど控室においてですね、総務企画課の政策室長の小田島さんからこの構想について大まかな内容の説明がありました。ヒントが多くあると思うんですけども、あえて今回はこの構想策定を除いて質問させていただきますので、よろしく願い致します。詳細については、今後、じっくりと質問していきたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。もう1つはですね、勉強不足で申し訳ないんですけども、私の質問が1番議員さんとちょっとダブるところがありましたので、それもお許しいたきながらお話ししたいと思っておりますので、よろしくお祈り致します。

まず、いよいよ北陸新幹線がですね、この2日後、3月14日開業の運びとなっております。ニュースでもわかるように、地元の気運がとても高まっているようでありますけれども、そして、いよいよ北海道も新幹線がちょうど1年後の今日、3月12日に開業予定ということで、ニュース、新聞に掲載されました。北海道にとっては、特に道南においてはですね、まさに多方面において、先ほど町長も言いましたけれども、千載一遇のチャンスであります。私もそのように思います。それらのことに期待をして、町長の先ほどの回答ですけれども、町長の熱い思いが伝わってきました。安堵しております。そこで、私も以前、何年も前からですね、そして、現在も観光に携わっている立場からお話をさせていただきたいと思っております。ちょうど去年、1年前の3月14日まで、27年間の全国的にも珍しいと言われていましたJRと道の駅の併設というか、共有で、有名になりました。今後は、青函トンネルの出入口としての立地条件を大いに活用すべきと考えられております。従来からはそうでありましたように、函館・松前間ルートの中点という位置でありまして、心配する方は、ただトイレタイムとか、ごみ捨てだけではと危惧する人もいましたが、私はそうは思っておりません。私はですね、添乗員として、何度も道の駅を利用しておりますけれども、その際、少しでも買物してほしいということで、コマースを兼ねて案内をしているところでございます。そこでですね、今まで利用していた機会が、ちょっと残念に思っていたのが、トイレが和式だったということなんですね。今はほとんどと言っていいくらい洋式が主流です。また、2階の活用の仕方が十分になされていないこと、それから、観光バスの乗務員の休憩する場所がないこと、それから、特にですね、イベントの際だけと思いますが、駐車場のスペースがとても少ないんですよ、私もイベントで何度か手伝ってやったことがあるんですけども、混雑しすぎて立ち寄りができないという方がたくさんおりました。とてももったいないと思っております。そして、観光案内板のことですけれども、観光案内板、設置してありますけれども、文字や地理が薄くなって見えづらくなっておりまして、機能が果たしていません。そういう状況であります。取り替える必要はあると思っております。幸い町長もこれらの改修を考えているようで安心しておりますけれども、先に申し上げたとおり、トイレの改修は洋式に、それから、乗務員休憩室の設置、これはですね、今、職員の配慮でJR等の通路を利用しているようではありますが、立派でなくてもよいので、考えてほしいと思っております。そうすることによってですね、利用するお客様の時間が多く取れて、買物がしやすくなると思っております。是非、実行していただきたいと思っております。また、案内板の取替えも必要と思っておりますが、ちょっと話それますけれども、道の駅のほかに函館方面から来るお客さんに対する案内が何

もないんですよ。私は以前からその案内看板というのを何度か質問したんですけれども、いまだ実現していない現状であります。塞門当たりが良いと思うんですけれども、これらについてご意見をお伺いしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

大野町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

道の駅の利用の関係で、今、五十嵐議員の方からご指摘いただいたものについては、まず、トイレの改修、それからガイドさんの要するに待合室、それからイベントの駐車場の確保、それから、看板の建て替え等々についてはですね、これは内部でもう協議をさせていただいております。それで、今、改修費、6月定例会に5千万円という要するに予算を持たせていただいておりますので、これもすべて1階のトイレの改修、それから、今、産品を並べています、あそこはですね、なかなか買いづらいとか、観光客の人方がすぐ目に留められないということがありますので、これも専門家の皆様方の意見をいただいて、今、内部改修をしようというふうに思っていますし、2階部分については、先ほどもちょっと西山議員のときにもちょっと触れさせていただきましたけれども、ゆったりとそこで座りながら新幹線が下を通っていく風景を見ればという、今そういう考え方で、国道側については、窓はあるんですけれども、そこをシャットアウトしてしまって、新幹線側の窓を少し大きくして、座って要するに見れる体制をとというふうに今、考えておりますので、まず、ご理解をいただければと思います。それから、イベントの駐車場、先ほどもちょっと協議会のときにも話をさせていただきました。あそこでイベントをやるときにですね、なかなか物産館とのつながりが悪いということで、物産館前に今、駐車場をとということの提案をさせていただいておりますので、まず、それも考える。それから、屋根付きのまず、テントだけではなくて、そういうものも是非、設置できればなというふうに考えていますので、これは今、議員ご指摘いただいたものについては、すべて6月の段階でというか、4月の臨時会のときにその辺の町の考え方、説明をさせていただければ、ご理解いただけるものばかりなのかなというふうに思っていますので、いずれにしましても、今、ひとつの新幹線開業を見据えた中で、知内町が要するに実施をできるそのもので最小限にとどめた中で今、手をかけさせていただいて、新幹線を要するにトンネルから出る場面を要するに鉄道マニアの人方に来ていただく、そんな体制を構築できればというふうに考えていますので、ご理解をいただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、五十嵐君。

◎ 6 番 (五十嵐捷爾)

私の方も先ほど申し上げましたけれども、トンネルの出入口だという絶対すばらしい情景、最大限利用する手はないとは思っております。小田島室長が言いましたけれども、防護壁もいずれはできるという話、私も聞いています。でも、当分の間は大丈夫だそうですね、開業までとか、試運転のときには、被写体で撮れる場所だと私は確信しております。そして、JR新幹線の利用をする人はですね、町長も言ったように、木古内、北斗、函館を利用する人が多いと思うんですけれども、1日に最大限積算すると、1車両が720人くらいですかね、それで、15走ったとして、1万人以上という想定もされております。ただし、その人達が全部知内に来るとは絶対そういうことは考えられることではございませんが、周遊するということでは、とても知内は必ず通っていかなければならない、江差の方からも行けますけれども、そのお客さん十分見込めると思います。そういうこと

からですね、道の駅の魅力を高めるために、特に松前の桜の時期は、今でも大変ですから、新幹線が出たときには、非常に混雑が予想されます。多分、想像が付かないと思います。お客さんもそうですけれども、レンタカーだとか、マイカーで来る人がすごく予想されます。それに対する対策はどうしたらいいかという、私も大変だと思います。そこです、町全体として、オール知内で対応するということが大切だとは思いますが、道の駅構想がですね、先ほど具体的に見えたんですけれども、まずはその対応については、私もちょっと見たばかりなので、なかなか難しいところがありますけれども、まずですね、ここにしかない、ここしかできない道の駅を目指して、将来へ向けてとても重要なことだと認識しております。そういうことを思いながら、対応していくことが重要であると思います。私もですね、全面的に協力を惜しまないつもりでおりますので、もう一回、ご意見をお伺いしたいと思います。町長お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、ご指摘いただいた青函トンネルの出入口の町ということは、間違いなくトンネルから最初に北海道に顔が見れるのは、湯ノ里地区であろうというふうに思っていますので、これはそんな考え方で体制を整えさせていただければということでご理解をいただければというふうに思います。それと、青函トンネルというか、津軽海峡線、開業して、今年で青森側の今別町との友好町、25周年になります。そんなことも含めながら、お互いに今トンネルの出入口の町として、どんな今、活性化を図れるかということで、先般、カキニラ祭りのときに阿部町長さんが来ていただいて、いろいろと意見交換をさせていただいておりますので、その辺も含めながらお互いに連携を取りながら、全国にアピールする体制を整えていければというふうに思っていますので、さらには、地元の観光協会、商工会の皆様方もその辺、きちんと協議をさせていただいて、進めていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、五十嵐君。

◎ 6 番（五十嵐捷爾）

先ほどの駅の活用の基本構想が出ましたので、詳しいことはあまり質問しませんけれども、今後、これをヒントにして、また町長とそれから私と一生懸命良い方向に向けていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで一般質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今議会に上程しております議案42件、報告1件について、ご説明を申し上げます。

議案第1号は、副町長の選任についてであります。議案第2号は、平成26年度知内町一般会計補正予算については、歳入歳出からそれぞれ6,085万7千円を減額して、4

3億1,496万4千円とするものであります。補正の主な内容は、各種選挙費や木質資源貯蔵施設機械等購入事業町有林整備事業、渡島西部広域事務組合負担金など、いずれも事業費の確定見込み等でございます。議案第3号から議案第7号までは、知内町国民健康保険事業特別会計ほか4特別会計の平成26年度補正予算であります。事業費の確定等により、5特別会計合わせて4,434万3千円を減額し、13億9,344万5千円とするものであります。議案8号、平成26年度知内町水道事業会計補正予算についてであります。事業の予定量の補正並びに収益的収入及び支出の営業収益に720万円を追加し、1億2,807万1千円に資本的収入及び支出の工事負担から65万6千円を減額し、664万4千円とするものであります。議案第9号、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づく給与制度の総合的な見直しのため、俸給表と町手当等改定するものであります。議案第10号、知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例は、人事院勧告に基づく諸手当等を改定するものであります。議案第11号、矢越山荘の設置及び管理に関する条例の制定については、この度、竣工した矢越山荘の管理及び使用料等本施設の適正な管理に関し、必要な事項を定めるものであります。議案第12号、知内町子ども発達支援センター条例の制定については、障がいやその心配のある児童及び家族に対して支援を行う拠点として、子ども発達支援センターを設置するため必要な事項を定めるものであります。議案第13号、知内町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定については、子ども子育て支援法の規定により、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担について定めるものであります。議案第14号、知内町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。議案第15号、保育料徴収条例を廃止する条例の制定について。議案第16号、知内町立幼稚園の保育料等徴収条例を廃する条例の制定については、いずれも議案第13号の施行に伴い、表記条例を廃止するものであります。議案第17号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例については、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の保険料の見直しをすることから関係条例を改正するものであります。議案第18号、知内町施設包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について。議案第19号、知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、いずれも介護保険法の改正に伴い包括的支援事業を実施するための基準や指定介護予防支援の事業等の基準について定めるものであります。議案第20号、知内町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第21号、知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、いずれも介護保険法の改正に伴い、包括的支援事業を実施するための基準や指定介護予防支援の事業等の基準について定めるものであります。議案第20号、知内町指定地域密着型サービス事業の人員施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。議案第21号、知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、いずれも介護保険法改正に伴い、関係条文を改正するものであります。議案第22号、知内町子ども子育て支援事業計画の策定については、子ども子育て支援法をはじめ、いわゆる子ども子育て関連3法が整備されたことに伴い、幼児教育、保育、地域の子ども子育て

て支援を総合的に推進するため、本計画を策定するものであります。議案第23号、知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定については、老人福祉法及び介護保険法に基づき、本町の高齢者に対して必要なサービスの提供体制の整備や取り組むべき方策等について定めるものであります。議案第24号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例の整理が必要となったことから条例を制定するものであります。議案第25号は、知内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、教育長の職務の専念する義務の特例について必要な事項を定めるものであります。議案第26号は、知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例については、平成27年度に新たに開館する第1町民プールの使用料を定めるものであります。議案第27号は、知内町健康保養センターにかかる指定管理者の指定について及び議案第28号、知内町青少年交流センターにかかる指定管理者の指定については、新たに4月から3か年の指定管理者について議会の議決を求めるものであります。議案第29号から議案第34号までは、一般会計ほか5特別会計の平成27年度予算であります。議案第29号、平成27年度知内町一般会計予算についてであります。予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,422万円と定めるものであります。議案第30号から議案第34号までの5議案は、知内町国民健康保険特別会計ほか特別会計の平成27年度予算であります。5特別会計合わせて予算の総額を歳入歳出それぞれ15億253万3千円と定めるものであります。議案第35号、平成27年度知内町水道会計予算についてであります。業務の予定量収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について定めるものであります。議案第36号、知内町行政手続条例の一部を改正する条例については、行政不服審査法関連3法の改正に伴い本条例の関係条文を改正するものであります。議案第37号、知内町学童保育条例の一部を改正する条例については、子ども子育て関連3法の文言改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。議案第38号、北海道知内高等学校教員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、学校教職員の退職手当算出基準の改正に伴い、関係条文を整理するためのものであります。議案第39号は、知内町親水広場の設置及び管理に関する条例の制定については、この度、整備しました知内町親水広場の設置及び管理に関して条例で定めるものであります。議案第40号、知内町公共下水道条例の一部を改正する条例については、下水道法施工例の改正に伴い水質基準が変更となることから、本条例を改正するものであります。議案第41号、町道路線の認定については、ハマナス2号線ほか4路線について、町道認定するものであります。議案42号は、町道路線の変更については、議案第41号の町道認定に伴い、町道ハマナス線の路線を変更するものであります。報告第1号は、平成27年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてであります。失礼しました。報告は26年度でございます。申し訳ありません。訂正をお願いします。議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

それでは、昼食のため、暫時休憩します。

再開は午後1時と致します。

（ 休憩 午後12時00分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第1号 副町長の選任について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第1号、『副町長の選任について』同意を求める件を議題とします。
提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

議案第1号、副町長の選任についてであります。

知内町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定によって、議会の同意を求める。

記としまして、住所、上磯郡知内町森越29番地7。網野眞氏。生年月日、昭和28年3月13日生まれであります。網野副町長には、この4年間、副町長としての職務を全うしていただいたものと考えております。山積する課題解決のために、引き続き、その任を担っていただきたいと考えておりますので、同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。

お諮りします。本案については、質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですから、これから議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 平成26年度知内町一般会計補正予算（第9号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第2号、『平成26年度知内町一般会計補正予算（第9号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第2号、平成26年度知内町一般会計補正予算（第9号）について。

平成26年度知内町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,085万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,496万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正です。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第3条、繰越明許費の補正です。繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

歳出より説明致しますので、48ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目議会費から67万2千円を減額し、6,320万2千円とするものです。内容は9節旅費から11節需用費まで、それぞれ不用と見込まれる額を減額するものです。

次です。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に93万9千円を追加し、1億8,292万5千円とするものです。内容は、3節職員手当等で不用と見込まれる額6万1千円を減額し、13節委託料で知内駅前簡易郵便局業務委託料に不足が見込まれることから100万円を追加するものです。

次に3目財産管理費から1,348万9千円を減額し、4億822万4千円とするものです。内容は11節需用費、14節使用料及び賃借料で不用と見込まれる額をそれぞれ減額し、13節委託料、15節工事請負費、18節備品購入費では、それぞれ事業費の確定により減額追加をするものであります。

次です。4目財政調整基金費に1,080万2千円を追加し、4,008万8千円とするものです。内容は25節積立金で、減災基金積立金から13款ふるさと水と土保全基金積立金までは、それぞれの利息分を公共施設等整備基金積立金では、積立利息合わせて1,006万7千円を追加するものであります。

6目企画総務費、補正額はございませんが、ふるさと創生事業にかかる財源を基金借入から過疎地域自立促進特別事業債に組み替えるものであります。

次に11目地域会館管理費に15万円を追加し、2,539万4千円とするものです。内容は11節需用費で、電気料に不足が見込まれることから追加するものです。

次に12目自治振興費に40万円を追加し、3,904万7千円とするものです。内容は11節需用費で、防犯灯修理費に不足が見込まれることから追加するものです。

次に14目マイクロバス運営費に40万円を追加し、181万円とするものです。内容は11節需用費で、車両修理費に不足が見込まれることから追加するものです。

次に2項徴税费、2目賦課徴収費から47万9千円を減額し、2,922万3千円とするものです。内容は13節委託料で、総合行政システムのクラウド化に伴い、保守業務委託料の不用額を減額するものです。

次に3項1目戸籍住民登録費から51万3千円を減額し、2,340万4千円とするものです。内容は13節委託料で、システムのクラウド化に伴い、不用となる保守委託料28万9千円の減額、不足が見込まれる住民基本台帳カード発行委託料に1万2千円を追加、14節使用料及び賃借料では、不用と見込まれる額を減額するものであります。

次に4項選挙費、1目選挙管理委員会費から6万5千円を減額し、258万4千円とするものです。内容は13節委託料でシステムのクラウド化に伴い、不用となる保守委託料の減額であります。

次に5目知内町長選挙及び知内町議会議員補欠選挙費から475万5千円を減額し、188万5千円とするものです。内容は1節報酬から19節負担金補助及び交付金まで、それぞれ不用額を減額するものであります。

6目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費から208万7千円を減額し、566万円とするものです。内容は1節報酬から16節原材料費まで、それぞれ事業完了

に伴い不用額を減額するものであります。

次に5項統計調査費、1目人口農林商工教育統計調査費に5万4千円を追加し、93万円とするものです。内容は7節賃金、9節旅費、14節使用料及び賃借料で、不用額をそれぞれ減額し、11節需用費で不足が見込まれる額を追加するものであります。

次に6項1目監査委員費、補正額はございませんが、節間の移動であります。

次に83ページをお開きいただきたいと思っております。83ページです。7款1項商工費、4目公園管理費から19万1千円を減額し、913万8千円とするものです。内容は11節需用費で、不足が見込まれる光熱水費に1万円を追加し、15節工事請負費で、合同納骨塚建設工事費の執行残20万1千円を減額するものであります。

次に90ページをお開きいただきたいと思っております。9款1項1目消防費から1,142万7千円を減額し、2億2,482万9千円とするものです。内容は防火水槽設置工事費など事業完了に伴い、19節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金を減額するものであります。

次のページです。2目災害対策費から463万1千円を減額し、2,090万4千円とするものです。内容は18節備品購入費で、事業完了により地域防災力強化事業費の執行残額を減額するものであります。

次に105ページをお開きいただきたいと思っております。105ページ、12款1項公債費、1目元金に39万9千円を追加し、6億5,274万8千円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料で、公債費償還元金に不足が見込まれることから追加するものです。

次のページです。2目利子から266万3千円を減額し、7,137万7千円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料で、公債費償還利子の不用額を減額するものであります。以上で総務企画課関係の説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (松崎輝幸)

63ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,027万6千円を減額し、9,864万7千円とするものです。11節需用費、臨時福祉給付金等消耗品が不足することにより、6万5千円の追加。12節役務費、通信費に48万4千円の減額、振込手数料4万6千円の減額。14節資料料及び賃借料に、パソコン賃借料として26万2千円の追加。19節負担金補助及び交付金、臨時福祉給付金496万円の減額。実績によるものです。子育て世帯臨時特例給付金54万円の減額。実績によるものです。25節積立金、地域福祉基金積立金、利子分として1万3千円の追加によるものです。28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、額の確定により保険基盤安定制度繰出318万7千円の減額。財政安定化支援事業繰出136万9千円の減額をするものです。

次に3目老人福祉費115万2千円を減額し、1億808万8千円とするものです。7節賃金、14節使用料及び賃借料、16節原材料費については、ゲートボール場整備、温泉施設入浴優待使用料、それぞれ不用額により賃金12万7千円の減額、使用料及び賃借料8万7千円の減額、温泉優待使用料として16万円の減額、原材料9万6千円を減額するものです。28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、額の決定により68万2千円を減額するものです。

次に4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費329万1千円を追加し、1億1,63

3万1千円とするものです。13節委託料、移動支援事業委託料、事業の実施見込みにより不用額30万円の減額。19節負担金補助及び交付金、渡島西部地区地域障害程度区分認定審査会負担金に不用額により5万円の減額。20節扶助費、重度医療費不用額が見込まれることから290万円の減額。ひとり親家庭等医療障害地域生活支援費、障害者補装具給付費、障害者介護給付、訓練等給付費、障害者自立支援医療費、それぞれに不足が生ずることから合計739万1千円を追加し、障害者療養介護医療費、不用額が見込まれることから100万円の減額。23節、平成25年度障害者医療費国庫負担金返還、額の確定により15万円の追加をするものです。

次に5目介護保険費148万3千円を追加し、1億7万5千円とするものです。28節繰出金、介護保険特別会計繰出金として148万3千円を追加するものですが、介護保険制度改正によるシステム改修による事務費の繰出金です。

次に2項児童福祉費、1目児童福祉総務費28万5千円を減額し、2,816万6千円とするものです。13節委託料、子ども医療費システム補修料28万5千円の減額です。クラウド化に伴う減額によるものです。2目児童措置費411万7千円を追加し、1億3,655万2千円とするものです。7節賃金、学童保育指導員賃金75万円の減額、開設日数の減によるです。13節委託料、知内保育園委託料126万8千円の減額、木古内保育園委託料477万6千円の追加、永盛保育料委託料143万円の追加、それぞれ年齢区分と入園増減によるものです。児童手当システム補修委託料7万7千円の減額です。クラウド化に伴い減額するものです。

3目児童福祉施設費256万6千円を減額し、3,742万3千円とするものです。2節給料から4節共済費の減額につきましては、人事異動によるものです。7節賃金、臨時保育士賃金48万円の減額については、保育日数の減によるものです。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に15万2千円を減額し、4,494万9千円とするものです。2節給料から3節職員手当の減額につきましては、職員の育児休暇によるものです。

続きまして、2目予防費425万9千円を減額し、2,720万1千円とするものです。12節役務費、住民総合検診料90万円の減額から風しん等予防接種料70万円の減額まで、それぞれ実施見込み額により不用額を計380万9千円を減額するものです。13節委託料、生活習慣病健診委託料実施見込み額により不用額を45万円減額するものです。

2項清掃費、1目清掃費165万7千円を減額し、1億4,572万9千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、渡島西部広域事務組合負担金165万7千円の減額です。それぞれ不用と見込まれる額の減額です。以上で生活福祉課の説明を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

73ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費から160万円を減額し、9,411万7千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金につきまして、青年就農給付金事業助成金が所得制限によりまして給付されなかった1名分150万円を減額。地域づくり総合交付金事業が栽培用パイプハウス等導入実績の減により10万円を減額するものです。

次に74ページ、4目農地費から9万円を減額し、974万8千円とするものであります。これは7節賃金と14節使用料及び賃借料につきまして、農業用施設維持補修にかかる不用額を減額するものです。

次に75ページ、7目知内ダム管理費から66万2千円を減額し、1,428万1千円とするものであります。これは7節賃金と14節使用料及び賃借料につきまして、流木処理にかかる不用額を減額するものです。また、13節委託料につきまして、知内ダム維持管理業務委託料の執行残として、それぞれ減額するものです。また、27節公課費につきまして、ダム警報車の車検に伴う重量税の減額です。

次に76ページ、2項林業費、1目林業総務費に17万円を追加し、1,743万5千円とするものであります。これは4節共済費につきまして、負担金の見直しにより追加するものです。

次に77ページ、2目林業振興費から1万7千円を減額し、1,883万2千円とするものであります。これは13節委託料につきまして、啓発の森管理業務委託料の執行残として1万7千円を減額するものです。また、19節負担金補助及び交付金につきまして、森林整備対策事業で間伐、下刈り等の増が見込まれることから50万円を追加。また、知内町地域材活用住宅助成の事業料の残が見込まれることから50万円を減額するものです。

次に78ページ、3目造林事業費から974万1千円を減額し、3,246万8千円とするものであります。これは13節委託料につきまして、町有林整備事業の確定により執行残として264万9千円を減額するものです。また、19節負担金補助及び交付金につきまして、町有林整備事業林道専用道整備工事費の入札減として、709万2千円を減額するものです。

次に79ページ、3項水産業費、1目水産業総務費に3万4千円を追加し、1,522万円とするものです。これは14節使用料及び賃借料につきまして、漁港使用料の収入増に合わせ、追加するものであります。

次に80ページ、2目水産振興費に1,727万8千円を追加し、1億6,233万7千円とするものであります。これは7節賃金と14節使用料及び賃借料につきまして、事業の確定により執行残を減額するものです。また、13節委託料、15節工事請負費、17節公有財産購入費につきまして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の確定により執行残を減額するものです。18節備品購入費につきまして、海難防止対策事業の確定により執行残を減額するものです。19節負担金補助及び交付金につきまして、地域づくり総合交付金事業の確定により減額、また、水産多面的機能発揮対策事業の計画変更により増額、更に今回、新たに定置網漁業振興対策事業助成として2,160万円を追加するものです。これにつきましては、本日お配りした産業振興課予算説明資料をお開きいただきたいと思っております。この事業の目的につきましては、こちらに記載してあるとおり、知内さけ定置振興会が今、現在、5ヵ統保持しておりますけれども、この5ヵ統が平成3年から5年にかけて更新したものでありまして、20年以上経過して損傷が激しいことから老朽化しているところです。このことから振興会の方で、今後10年間で定置網3ヵ統を更新するため、事業計画を立てて、平成26年度につきましては、4号定置1ヵ統について更新するところでありまして、平成27年度本来は予定しておりましたが、定置網の発注から完成まで6か月を要して、9月上旬の網入れまで間に合わないということで、今回、補正をさせていただいて、繰越しさせていただきたいと思っております。事業の概要につきましては、事業主体はさけ定置振興会、事業費につきましては、2,700万円で、補助率80%の町の持ち出しが2,160万円となっております。事業量としまして、先ほど言いましたとおり、4号定置網の更新を予定しております。設置箇所につきましては、涌元地区、規格につきましては、記載のとおりです。下の方にこれからの

更新の予定を載せておりまして、平成32年と平成36年にも予定をしております。

議案に戻っていただきまして、81ページ、7款1項商工費、2目商工振興費から103万6千円を減額し、1,899万4千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金につきまして、地域産業支援活用促進事業と津軽海峡ブランド博出店事業の確定により執行残を減額するものです。

次に82ページ、3目観光費から56万3千円を減額し、1,389万5千円とするものであります。これは9節旅費と12節役務費、14節使用料及び賃借料につきまして、都市と地方との交流推進事業の確定により執行残を減額するものです。11節需用費につきましては、不用額の減額、13節委託料につきましては、道の駅基本構想策定委託料の入札減により減額、浄化槽管理業務委託料は、不足分を追加するものであります。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

84ページでございます。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費から243万円を減額して、3,039万3千円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金で、住宅耐震改修補助金243万円を減額するものでございます。今年度におきましても、実績がゼロでございました。

次のページをお開きください。85ページ、2目下水道整備費から240万7千円を減額し、1億4,976万2千円とするものです。内訳は19節負担金補助及び交付金で、浄化槽の事業費確定により23万円の減額、25節積立金で基金利率確定により5万4千円の追加、28節繰出金で特別会計繰出金の確定により、446万2千円の減額でございます。

86ページです。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費に13万円を追加し、226万9千円とするものでございます。11節需用費で、道路橋梁交通安全灯の電気料が電気料金の値上げにより不足が見込まれるものから追加するものです。

次のページ、87ページをお開きください。2目道路維持費から21万円を減額し、8,188万5千円とするものです。18設備品購入費で町道管理用トラクター購入事業費の確定により減額するものです。

88ページでございます。3目橋梁維持費で174万7千円を減額して、1,309万4千円とするものでございます。13節委託料で、フキリ橋・中ノ沢橋補修調査委託料の確定、15節工事請負費で、上ノ沢橋補修工事費の確定によるものです。

次のページ、89ページをお開きください。3項河川海岸費、1目河川総務費から193万3千円を減額して、887万6千円とするものです。7節賃金で樋門・樋管管理人賃金が単価改定により不足が見込まれることから2万7千円の追加。河川維持補修賃金で不用額として30万円の減額。13節委託料、15節工事請負費で、事業費の確定により合計64万9千円の減額。14節使用料及び賃借料、16節原材料費で河川維持補修経費に不用が見込まれる額101万1千円を減額するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に教育次長。

◎ 教育次長（福井誠一郎）

92ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に371

万8千円を減額し、1億2,121万2千円とするものです。内容は2節給料から4節共済費までは、職員の異動に伴う減額及び追加で、合わせて39万3千円の減額。13節委託料で教職員対象の健診等委託料で不用と見込まれる10万円を減額します。14節使用料及び賃借料で、電話機のリース料におきまして、不用と見込まれる25万円を減額し、15節工事請負費では、教職員住宅の解体工事にかかる入札執行残として70万4千円を減額。21節貸付金では、奨学金の借入申込みが当初見込み人数より若干少なくなったことから、不用と見込まれる234万円を減額。25節積立金の教育振興基金積立金の利子分として6万9千円を追加するものです。

93ページお願いします。3目給食センター費で9万5千円を減額し、6,604万7千円とするものです。内容につきましては、13節委託料の空調機定期点検業務委託料で、不用と見込まれる額を減額するものです。

94ページ、2項小学校費、1目学校管理費で34万4千円を減額し、5,926万5千円とするものです。内容につきましては、7節賃金の特別支援教育支援員賃金で、支援員の異動に伴い、不用と見込まれる80万円を減額。11節需用費では、電気料の不足が見込まれるため、69万円を追加します。15節工事請負費で、湯ノ里小学校体育館屋根の改修工事入札執行残として23万4千円を減額するものです。

95ページ、2目教育振興費222万7千円を追加し、889万3千円とするものです。内容につきましては11節需用費で、教科書の全面改訂にかかる教員の指導書及び資料代として、小学校3校分で246万7千円の追加。20節扶助費で、要保護・準要保護児童の援助費と特別支援教育就学奨励費で、合わせて不用と見込まれる24万円を減額するものです。

続きまして、96ページ、3項中学校費、1目学校管理費に16万円を追加し、2,514万1千円とするものです。内容につきましては、8節報償費の心の教室相談員謝金で9月の道のスクールカウンセラー派遣事業の採択により、不用と見込まれる22万円を減額。11節需用費では、灯油と電気代で不足が見込まれることから48万円を追加します。13節委託料の生徒用パソコンセキュリティ対策業務委託料の額の確定により不用と見込まれる10万円を減額するものです。

続きまして、97ページ、2目教育振興費で27万円を減額し、617万円とするものです。内容につきましては、20節扶助費の要保護・準要保護の児童援助費と特別支援教育就学奨励費で、合わせて不用と見込まれる27万円を減額するものです。

続きまして、98ページ、4項高等学校費、1目学校管理費で675万1千円を減額し、2億5,744万円とするものです。内容につきましては、2節給料から4節共済費までは、教職員の異動に伴う減額と追加で、2節給料で185万2千円の減額、3節職員手当で120万9千円の減額、4節共済費で293万8千円の減額、合わせて599万9千円を減額します。7節賃金で校舎教職員住宅維持管理賃金と野球場バックネット裏フェンス設置賃金で、不用と見込まれる合わせて52万4千円を減額し、9節旅費で研修旅費から海外見学旅行事前研修旅費まで、不用と見込まれる合わせて32万4千円を減額。11節需用費で、電気料と修理費で、それぞれ不足が見込まれることから、合わせて80万円を追加。15節工事請負費で、高圧ケーブル取替工事、屋外トイレ改修工事及び生徒自転車置場改築工事にかかる入札執行残として、合わせて55万4千円を減額し、19節負担金補助及び交付金のバス通学生交通費助成で、不用と見込まれる15万円を減額するものです。

続きまして、99ページ、5項幼稚園費、1目幼稚園管理費で55万円を減額し、5,

218万6千円とするものです。内容につきましては、7節賃金で代替教諭1人、除雪賃金で不用と見込まれる25万円を減額。14節使用料及び賃借料で、除雪にかかる重機借り上げ料で、不用と見込まれる額を減額。16節原材料でも同じく不用と見込まれる20万円を減額するものでございます。

続きまして、100ページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費で353万7千円を減額し、1,266万9千円とするものです。内容につきましては、社会教育委員会議が当初予定より減少したことから、不用と見込まれる1節報酬で15万4千円、9節旅費の費用弁償で15万円、合わせて30万4千円を減額し、放課後子ども教室事業実施についても、事業の縮減とお手伝いしていただく教育活動支援の人数が当初より少なくなったことから8節報償費で65万3千円、9節旅費で10万円、11節需用費で35万円の合わせて110万3千円を減額し、9節旅費で職員研修で不用と見込まれる額13万円を減額し、19節負担金補助及び交付金では、文化・スポーツ振興事業助成で、予定した事業費が確定したことから不用と見込まれる200万円を減額するものです。

続きまして、101ページ、2目公民館費で17万9千円を減額し、3,179万8千円とするものです。内容につきましては、8節報償費のスクールステージフェアで不用と見込まれる額17万9千円を減額するものです。

続きまして、102ページ、3目郷土資料館費から307万2千円を減額し、2,036万9千円とするものです。内容につきましては、13節委託料の町史印刷業務委託料での額の確定に伴い、不用と見込まれる額307万2千円を減額するものです。

続きまして、103ページ、4目青少年交流センター管理費で19万2千円を追加し、1,069万7千円とするものです。内容につきましては、7節賃金の維持修理賃金で不用と見込まれる6万円を減額。11節需用費の修理費で不足が見込まれる修理費に3万円を追加。16節原材料費の維持費と給湯配管防食のサイレンサーで不足が見込まれることから、22万2千円を追加するものです。

続きまして、104ページ、7項保健体育費、1目保健体育費で90万2千円を減額し、5,081万6千円とするものです。内容につきましては、11節需用費で電気料の不足が見込まれることから40万円を追加。15節工事請負費で町民体育館周辺環境整備工事から町営スキー場電動機更新事業まで、工事入札執行残により不用と見込まれる合わせて35万2千円を減額し、18節備品購入費の第一町民プール備品では、見積合わせによる執行残として95万円を減額するものです。以上で教育関係の補正予算とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

歳出の説明が終わりました。

今、建設水道課長から訂正したい旨の申入れがありましたので、許します。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

先ほどの説明で、数字に1点誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思えます。85ページでございます。8款土木費、1項土木費、28節繰出金で、先ほど446万2千円と説明してございましたが、こちらに記載のとおり223万1千円減額でございます。大変、失礼致しました。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

歳出の説明が終わりました。引き続き、歳入並びに地方債繰越明許費の説明を総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、1目個人から188万8千円を減額し、1億4,486万7千円とするものです。内容は現年課税分、滞納繰越分、それぞれ収入見込みにより減額するものです。

次に2目法人から273万9千円を減額し、3,186万6千円とするものです。内容は現年課税分で収入見込みにより減額をするものです。

次に2項1目固定資産税に514万3千円を追加し、4億5,263万3千円とするものです。内容は現年課税分で、知内発電所にかかる償却資産分の増により追加をするものであります。

次に4項1目たばこ税から469万8千円を減額し、4,057万6千円とするものです。内容は当初収入見込みに比較し、消費本数が減少したことから減額をするものです。

次に8款1項1目地方特例交付金に29万9千円を追加し、109万9千円とするものです。内容は本年度収入見込みにより追加をするものです。

次に9款1項1目地方交付税に1,229万3千円を追加し、20億105万9千円とするものです。内容は、本年度収入見込みにより追加をするものです。

次に11款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金に39万1千円を追加し、1,433万9千円とするものです。内容は保育料負担金で本年度収入見込額により追加し、学童保育負担金では収入見込みにより減額をするものです。

次に12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料から10万円を減額し、10万円とするものです。内容は地域会館使用料で収入見込みにより減額をするものです。

次に2目民生使用料に60万2千円を追加し、239万4千円とするものです。内容は湯ノ里保育所使用料で収入見込みにより追加をするものです。

次に3目農林水産業使用料に3万4千円を追加し、280万7千円とするものです。内容は漁港使用料で、収入見込みにより追加をするものです。

4目商工使用料から30万円を減額し、42万円とするものです。内容は公園墓地使用料で収入見込みにより減額をするものです。

次に6目教育使用料から53万円を減額し、922万9千円とするものです。内容は幼稚園保育料で収入見込みにより減額をするものです。

次に13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に453万3千円を追加し、1億1,684万4千円とするものです。内容は保育所運営費負担金でそれぞれ事業費確定見込みによる増減であり、合わせて153万8千円の追加。障害者等福祉費負担金でそれぞれ事業の確定見込みにより合計295万3千円の追加。保険基盤安定制度負担金では、本年度収入見込みにより4万2千円を追加するものであります。

次に2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金から220万円を減額し、1,577万3千円とするものです。内容は社会資本整備総合交付金で、橋梁長寿命化補修事業費の確定により98万5千円の減額。住宅耐震改修等国庫補助金では、本年度事業申請がなかったことから121万5千円を減額するものです。

次に2目教育費国庫補助金に213万8千円を追加し、1,131万7千円とするものです。内容は本年度収入見込みにより公立高等学校授業料不徴収交付金で206万8千円。就学支援金事務費交付金で7万円をそれぞれ追加するものであります。

次に3目民生費国庫補助金から574万7千円を減額し、2,320万3千円とするものです。内容は障害者等福祉費国庫補助金で障害者地域生活支援事業の確定見込みにより

合わせて4万4千円の減額。臨時福祉給付金給付事業補助金でそれぞれ事業費の確定見込みにより合わせて570万3千円を減額するものであります。

次に3項委託金、1目総務費委託金から208万7千円を減額し、581万2千円とするものです。内容は衆議院議員総選挙等委託金で事業費の確定により減額をするものです。

次に14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金から23万9千円を減額し、7,985万7千円とするものです。内容は保育所運営費道負担金でそれぞれ事業費確定見込みによる増減で、合わせて76万9千円の追加。障害者等福祉費道負担金でそれぞれ事業の確定見込みにより、合計147万6千円の追加。保険基盤安定制度負担金では、本年度収入見込みにより243万4千円を減額。母子保健衛生費道負担金で、事業費確定見込みにより5万円を減額するものであります。

次に2項道補助金、1目総務費道補助金から222万1千円を減額し、172万9千円とするものです。内容は地域づくり総合交付金の地域防災力強化事業費の確定により減額をするものです。

次に2目民生費道補助金から248万6千円を減額し、1,192万5千円とするものです。内容は重度心身障害者医療費道補助金で合わせて157万円。乳幼児医療費道補助金で合わせて63万円。障害者等福祉費道補助金で地域生活支援事業分2万2千円。放課後児童健全育成事業道補助金で26万4千円。それぞれ扶助費、事業費の確定見込みにより減額をするものであります。

次に3目農林水産業費道補助金から1,572万3千円を減額し、1億7,414万8千円とするものです。内容は農業費道補助金で、青年就農給付金事業地域づくり総合交付金事業の農業振興施設等整備事業で、事業費確定見込みによりそれぞれ減額をし、林業費道補助金では、造林事業費補助金から森林整備加速林業再生事業補助金まで、それぞれ事業費の確定により減額、追加をするものです。また、水産業費道補助金では、地域づくり総合交付金事業の養殖漁場整備事業で事業費確定により減額をするものです。

次に4目道補助金から73万6千円を減額し、44万8千円とするものです。内容は放課後子ども教室推進事業で、事業費確定見込みにより減額をするものです。

次に5目衛生費道補助金から58万4千円を減額し、7万円とするものです。内容は風しん感染予防対策道補助金で、実績見込みにより減額をするものです。

次に6目電源立地地域対策交付金から21万3千円を減額し、995万6千円とするものです。内容は電力移出県等交付金事業の事業費確定により減額をするものです。

次に3項委託金、1目総務費委託金から6万5千円を減額し、1,137万5千円とするものです。内容は統計調査委託金、権限委譲事務委託金で、それぞれ事務費確定見込みにより追加、減額をするものです。

次に4目土木費委託金に17万3千円を追加し、126万7千円とするものです。内容は樋門・樋管管理委託金で事業費確定見込みにより追加するものです。

次に15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入から54万9千円を減額し、1,704万2千円とするものです。内容は土地建物貸付収入で、本年度収入見込みにより減額をするものです。

次に2目利子及び配当金に96万4千円を追加し、404万2千円とするものです。内容は財政調整基金利子から出資配当金まで、それぞれ利子及び配当金の本年度収入見込みにより追加をするものです。

次に2項、1目財産売払収入から400万円を減額し、700万円とするものです。内容は町有林売払で、収入見込みにより減額するものです。

次に17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金から4,267万2千円を減額し、1億6,108万4千円とするものです。内容は教育振興基金繰入金、ふるさと創生事業基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金で、それぞれ事業費の確定見込み並びに一部起債充当等による財源組みかえにより減額をするものです。また、農林漁業振興基金繰入金では、定置網漁業振興対策事業の追加により、1,911万3千円を追加するものがあります。

次に19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金に13万4千円を追加し、18万4千円とするものです。内容は本年度収入見込みによる追加であります。

次に2項預金利子、1目預金利子から8万5千円を減額し、1万5千円とするものです。内容は本年度収入見込みによる減額であります。

次に4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入に100万円を追加し、550万円とするものであります。内容は簡易郵便局事務受託収入で、本年度収入見込みにより追加をするものであります。

次に5項1目雑入から99万9千円を減額し、2,626万6千円とするものです。内容は重度ひとり親家庭等医療費戻入から養育医療負担金まで、それぞれ収入見込みにより減額、追加をするものであります。

次に20款1項町債、2目土木債から70万円を減額し、2,800万円とするものであります。内容は過疎地域自立促進特別事業債で、橋梁長寿命化補修事業費の確定により減額をするものです。

次に3目教育債に910万円を追加し、2,470万円とするものです。内容は過疎地域自立促進特別事業債では、高校バス通学生交通費助成事業で、事業費の確定により20万円の減額。文化・スポーツ振興事業では、基金繰入から財源組みかえにより940万円の追加、緊急防災減災事業では、スポーツセンター等耐震設計業務委託で、事業費確定により10万円を減額するものであります。

次に4目消防債から940万円を減額し、3,920万円とするものです。内容は消防施設整備事業債で、消火栓更新整備から高規格救急車購入まで、それぞれ事業費の確定により減額をするものであります。

次に6目農業債から40万円を減額し、750万円とするものです。内容は過疎地域自立促進特別事業費で事業費確定見込みにより減額をするものであります。

次に8目林業債から50万円を減額し、450万円とするものです。内容は過疎地域自立促進特別事業債で事業費確定見込みにより減額をするものであります。

次に9目衛生債から30万円を減額し、70万円とするものです。内容は過疎地域自立促進特別事業債で事業費確定見込みにより減額をするものです。

次に10目総務債に280万円を追加し、2億7,250万円とするものです。内容は庁舎暖房改修事業債で木質バイオマスボイラー施設等、整備事業費確定により690万円の減額。過疎地域自立促進特別事業債のふるさと創生事業では、基金繰入から財源組みかえにより1,020万円の追加。小谷石総合振興対策事業では、事業費確定により20万円の減額。辺地対策事業債でも事業費確定により30万円を減額するものであります。

次に11目水産業債に120万円を追加し、2,390万円とするものであります。内容は自然環境保全活用施設整備事業債で、事業費確定により380万円の減額。過疎地域自立促進特別事業債で水産物消費拡大推進事業から漁場管理事業まで、財源の組みかえによりそれぞれ追加するものであります。

次に12目商工債に50万円を追加し、50万円とするものです。内容は過疎地域自立

促進特別事業債で、財源の組みかえによりそれぞれ追加するものであります。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。地方債の補正であります。3ページ、第2表地方債補正であります。変更で、過疎地域自立促進特別事業債5,310万円を7,590万円に、消防施設整備事業債4,860万円を3,920万円に、緊急防災減災事業債8,160万円を8,150万円に、庁舎暖房改修事業債1億8,140万円を1億7,450万円に、自然環境保全活用施設整備事業債2,270万円を1,890万円に、辺地対策事業債500万円を470万円に、それぞれ限度額を変更するものであります。なお、記載の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

次のページです。第3表繰越明許費補正であります。追加です。2款総務費、1項総務管理費の尾刺湯ノ里テレビ受信施設組合負担金60万8千円、湯ノ里テレビ共同受信組合助成30万8千円。6款農林水産業費、3項水産業費、定置網漁業振興対策事業助成2,160万円。9款1項消防費、防災行政無線等移設工事1,100万円。これら4事業で3,351万6千円につきましては、26年度での事業完了が困難なことから、27年度へ繰り越すものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により歳出から款毎に行います。

最初に1款議会費。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に2款総務費。

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

ちょっと2、3点お伺い致します。50ページの方で、木質資源貯蔵施設建設工事費で、今回304万5千円追加になりましたけれども、これは当初予算では確か4,130万円くらいだと思うんですけども、この辺について、見積りとかそういうものを取っていると思うんですけども、その辺の追加の理由はどのようなことで追加になるのか、お知らせ願いたいと思います。

その下の方で、これも木質資源の設備機械の導入ですね、今回も1千万円ほどになっているんですけども、これも特殊な機械だと思うんですけども、その辺についての当初の買う前の見積りというのは6,400万円くらいの予算を取っていますが、その辺についての見積りの精査はどういうふうになっているのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

それからですね、54ページの防犯灯の修理費で、今回40万円になっているんですけども、これ説明資料ないものですから、場所と個数、どのような形になっているのか、まず、その辺、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、1点目の50ページ、工事請負費の木質資源貯蔵施設工事費が300万円を追加ということですが、これにつきましては、設計時点です、実施設計中の中間報告時点で予算を組んだものですから、実際の金額ちょっと変わっているということでご理解していただきたいと思います。それから、18節備品購入費につきま

しては、それぞれ参考見積りをいただいて設計を組んでおりますけれども、大きくはホイ
ルローダが1, 640万円の予定でしたが、930万円ほどで済んだと、入札の時点で。
それが大きく600万円ほど。あとチップパー機だとか、カッターにつきましても、参考見
積りでいただいた設計金額より入札で減になっているということで、ご理解いただきたい
と思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

説明致します。54ページの防犯灯修理費の追加でございますが、当初予算で持った修
理費が今現在すべて使用しましたので、これからまだ何日か今年度でございます。何かあ
った場合のためということで、追加をさせていただいたものでございますので、特に今、ど
ここというのはないということで、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

木質バイオの方はわかりましたけれども、防犯灯の方、あくまでもこれから想定して、
今、予算を付けたという形で、終わったことではないということですね。わかりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。2款総務費関係。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に3款民生費。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

68ページの保育園の委託料なんですけれども、知内と永盛減額で、木古内保育が追加
になっています。これは単なる異動ではなくて、新規もあるということで理解してよろし
いですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。当初の人数より木古内保育園については、人数が増えたということ
です。それと、先ほど説明しましたけれども、年齢の区分によって、0歳児と例えば、3歳
児、5歳児以上ということで、保育単価が違いますので、その分の異動があるというこ
とでご理解を願えればよろしいかと思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに3款民生費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に4款衛生費。

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

71ページの子宮頸がんワクチンの接種料で40万円減額になっておりますけれども、等
となっていましたけれども、子宮頸がんの方は接種料は当初予算では303万1千円の予
算になっておりますけれども、ただ、実績報告書を見ますと、子宮頸がんの部分は、確か実
績ゼロでなかったかと思うんですけれども、その辺の内容はどういうふうになっているか、

お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。先ほどの子宮頸がん等のワクチンの接種料の部分で40万円の減額なんですけれども、この等にですね、ヒブワクチンとそれから、小児肺炎球菌のワクチン、これが入っております。その合計が今現在で192万7千円ということで、これからもあるだろうということを予測しまして、40万円の減ということでご理解願いたいと思います。それで、子宮頸がんについては、実績的には、現在まだありませんということで、ご理解願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

そしたら、正確な数字的には出るんですか、もしあれでしたら。等となっているから、今、言ったほかの項目もありますけれども、だいたい実績報告書を見ますと、ある程度、接種者がきちんと出ているものですから、その辺について、内訳というものは、細かいことは出るんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今現在ですね、先ほどの40万円の減額の部分で、現在、子宮頸がん等のワクチンの数字的なものは、ヒブワクチンで80万2千円、それから小児肺炎球菌ワクチン、これは112万5千円ということで、人数的にはヒブワクチンが42名、小児肺炎球菌ワクチンは47名ということで、それで子宮頸がんについては、接種者いませんということで、ご理解願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。4款衛生費ありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、次に6款農林水産業費。

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

75ページなんですけれども、13款の委託料なんですけれども、通常の委託料であれば、要するに入札諸々工事であれば増減あるんですけれども、点検料業務について減ということは、ダムのことですからね、本当に疑うことがあるんですよね。なぜ、こういう金額を減になったか、点検であれば、今後、こういうような数字でずっといくのか、ということは、特殊な点検をしなくてもいいようになったのか、この辺をお伺いしたいんですけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

説明致します。ダムの維持管理費の点検業務につきましては、設計を組んだ段階でまず、参考見積りをいただきまして、設計をおきます。あと、道単価だとかを含めまして、設計を請け負いますけれども、実際の金額につきましては、見積書を徴してですね、やっておりますので、その分で減額は有り得ると思いますので、ご理解願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

8番、吉田君。

◎ 8番（吉田峰一）

今後、そういう形になるので、概ね予算を付くときもこのような金額で27年度も予算付けられるという考え方でいいんですね。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほど申したとおり、実際には点検業務をお願いするときには、見積書を徴しまして、それをもとに随意契約しておりますので、この金額が来年もこの金額かという、それはまた設計と入札とまた違ってくるのは、どこの点検でも同じだと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

8番、吉田君。

◎ 8番（吉田峰一）

点検ですから、ある程度、点検項目というのは、この機械について、この装置については、これというマニフェストみたいなものがあるんでしょう。そして、その中でこれをやる、これをやる、これをやるという形で、例えば、工事であれば、同じブロックを作るのに、同じ橋をかけるにも、そのときの状況によっていろいろな誤作動あるけれども、点検項目ですからね、ある程度、委託して随意していくのであれば、概ねその金額というのはある程度、何年間は一貫していくと、極端にアップダウンがないはずだと、私はこう感じるんですけども、それでいいんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この点検業務につきまして、大きな項目はですね、札幌から業者が来ておりますので、日当と旅費がかなりの部分を占めております。それで、先ほど言ったとおり、そちらの方につきましては、いろいろな道単価だとかを使って、設計しておりますけれども、実際の見積りを出していただいたときにはですね、その分を業者さんの努力で減額されているようでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにありますか。6款農林水産業費。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

77ページの住宅助成、地域地材ですね、これは結果的に何件になったんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。計7件になっております。内訳につきましては、住宅の新築が1件、増改築が3件、付帯施設、新築が2件、増改築が1件の7件となっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

新築1件というお話ですけれども、町外で新築はあったという認識はありますか。町外の業者を使って、要するに新築したという、それはおさえています、おさえていません。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。詳細につきましては、申し訳ないですが、全部はおさえておりませんが、町外の業者さんがやった事例もあるとは思っておりますけれども、ちょっと詳細については、まだおさえていません。申し訳ありません。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

80ページの先ほどの定置網の資料をもらった部分でちょっとお伺いしたいんですけれども、今2,700万円の事業費で、80%となっておりますけれども、下の方を見ますと、計画32年から36年とありますけれども、この網は全部規格的には同じものだと理解してよろしいんですか。

それから、もう1つ、事業費の2,700万円という部分は、町の方もきちんと把握している金額なんですか。それとも、あつちからの申告の金額なのか、その辺、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。企画につきましては、概ねこの規格で同じようなことだというふうに聞いております。あと、金額につきましても、漁組の方で業者さんに頼んで設計を組んでおりますので、そちらの方につきましては、町の方でも申請する段階でそれをおさえて、2,700万円の根拠はおさえております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に7款商工費。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

82ページの都市と地方との交流推進事業15万8千円減額になっておりますけれども、今後の考え方聞こうかなと思ったら、予算の方、何かちょっと見当たらないんですけれども、今年度で終わりだということですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

この予算の減額につきましては、それぞれの執行残を減額しております。27年度の事業につきましては、都市と地方との交流推進事業としては、計上しておりません。替わりの事業といいますか、魅力事業ということで、新幹線の開業を見据えましてですね、函館近郊等での事業を予定しておりますので、それにつきましては、新年度の方で詳しく説明させていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに7款商工費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に8款土木費。

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

84ページの方、毎回、課長の方に、今回も実績ゼロということであったんですけども、この辺についてですね、まず、どのような宣伝をしてきて、こういうふうな実績になったのか、PR活動がどのような形でまずやって、こういう結果に結び付いたのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

一昨年につきましては、広報誌2回とあと固定資産の税のときに個別に文書を配付しております。今年度におきましては、一昨年配付しているということで、広報誌にだけ掲載してございます。個別に配付しているところから100%承知しているかどうかというのは疑問ですけども、大方の方々は、制度を持っているということは承知しているのではないだろうというふうに勝手に理解はしておりますが、今年度におきましては、毎度、毎度同じような広報の仕方、広報誌に載せるのはまた載せるんですけども、もう少し詳細にですね、対象件数を調査する必要があるのかなというふうには、現在考えてはおります。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

これ課長もご承知のように、所管でもやらせていただきましたよね。ただ、それでもって、今回、議会報告会で各町内会の方にお邪魔して、この部分を発表させていただいたんですけども、町内会の人々の反応を見ますとですね、この制度があるの知らないという人が結構いるんですよ。だから、今までの課長の言ってきたPR活動といいますか、町の広報の仕方というのが、本当に町内会の人に行き渡っていたのかなと、そういう疑問があるものですから、その辺について、どのように思っていますか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

先ほど申しましたように、個別に文書を配付とあと、広報誌にも付せるんですけども、やはり知内町というのは、地震が少ないと言いますか、ないだろうというような思いもありますし、私も太平洋側に比べると、格段に少ないだろうというふうに感じておりますので、その辺の興味のある、なしが影響を与えているのではないかなというふうには考えております。ですから、引き続き、広報誌とあと戸別配付しかないのかなと思いつつも、

もう少しですね、広報誌についても、文書だけではない、簡便な表現も必要かなと思っておりますので、その辺の掲載の仕方工夫しながら、今年度は動いていきたいなというふうに考えています。

◎ 議長（伊藤政博）

8款土木費、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に9款消防費。消防費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に10款教育費。

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

92ページで、委託料の部分で、今回、教職員の方、5万円ずつ減額になっていますが、教育長にお伺いしたいんですけども、先生方が減額になっていても、必要な100%こういう予防接種だとか、そういうものをきちんとクリアしているのか、その辺、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

お尋ねは、13款委託料の先生方の定期健診だと思うのですが、これは毎年義務付けられていて、ただ、年齢によっては、検査項目の内容が違うんですけども、すべての教職員がこれを受けることになっています。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

すべての町内の幼稚園から高校まで勤めている教職員、すべて受けますので、漏れていることはございません。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、森永君。

◎ 9番（森永 勉）

補正額には直接関係ないですが、96ページの心の教室に鑑みまして、今回、多摩川の河川敷で中学生が尊い命を奪われました。この関係で、まだ調査中ですから確たるものは言えませんが、当然、同年代の子ども達といますか、相当ショックも受けているものもあるかと思えます。当町でその対応としてといたらいいんでしょうか、その経過を踏まえて、朝礼、あるいはまた、学校集会等々で、何かアクションを起こしているんでしょうか。お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

多摩川の川崎の中学校1年生の事故、事件よりも前にも和歌山でも事件がありまして、実際には、2月の校長会議の折に、子ども達の安全対策として、通学路を教職員でもう一度、全部点検してもらう中で、危険箇所を共有して子どもに伝えていただく取り組みを進めていただきました。あと、もう1つは、前にも議会の承認も得まして、全員に防犯ベルを配付したんですけども、改めてその防犯ベルの調査もさせていただきました。それか

ら、これはもう学校の下校中なんですけれども、合わせて、事件や事故が起こる時間帯の一番多いのが下校中の2時から4時までという時間帯であって、そのところを子ども達の下校が1人にならないような方策も100%これはいかないんですけれども、取ってもらうようにしました。あとは、スマートフォン等々の携帯電話等々についての扱いで、渡島管内でも盗撮の事件が中学校であったものですから、今、渡島管内の松前から長万部までの1市9町の教育委員会が同じ取り組み方を今させていただいております。というのは、スマートフォンを使って、LINEを今回の川崎の事件もLINE等々での事故が結び付いているんですけれども、LINEを使ってコミュニケーションを取っているんですが、その事故を防ぐために、すべての学校で、小学校、中学校、そして、今3月20日には、高等学校の方の校長協会の方もそのお話を受けて動きますので、4月までには、管内のすべての学校で、LINEやスマートフォンを使った中のいじめをしないための約束事、または、保護者との話し合い、生徒同士の話し合いなどが持たれることになっています。なお、本町の場合には、知内中学校、明日、卒業式なんですけれども、生徒会の方で話し合っていて、生徒会から示した約束事、ちょっと今、言葉思い浮かばない、昨日ちょっといただいたものですから、約束事を1つ決めて、全員でそれを守っていきますという取り組み方をしています。ただ、この川崎の事件、事故を考えていきますと、もう一方では、子どもが下校や帰宅後の保護者さんが仕事をしていて、なかなか子どもとコンタクトが取れない、または、状況が掴みづらいという違う話題もありますので、この辺りは、学校だけではなくて、PTA、それから、町内会等々とも機会があれば連絡も取りながら、その辺の目配せや心くばせもしていけるような体制を取っていかなければいけないなと思っていました。それから、この事件について、昨日も中学校の3年生にお話をする機会をいただきました。震災のことと、このこともちょっと触れさせてみたんですけれども、本町の中学校3年生の子ども達の表情を見ると、その心配はないだろうなという確信は持って帰ってきたんですけれども、ご指導の方またよろしくどうぞお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、森永君。

◎ 9 番 (森永 勉)

確かに結果から逆算していけば、そういうことになるんだろう思うんです。ただ、余りにも我々が報道いただいている段階では、余りにも不可思議な部分が多いんですね。家庭も知っている、友達も知っている、学校も知っていると。ただ、時間的なずれがありまして、結果的にはこうなりました。その間に何かできなかったのか。あれだけSOSを発信しているのに、なぜ、その期間というのはそうなったのか。あるグループは、助けを求めに行っただ。これが本当に失礼な言い方ですが、良いグループだったのか、今、問題になっているのは、グループなんですね。そして、ちょうど被害にあった子どもさんというのは、転校してきたと。これも何か要因があるのかと。報道だけ見ていると、母親のコメントは出ています。大変忙しい家庭だということも言っていますが、その辺に何か問題があったのかなと。そして、教育長、前に私いじめの関係で言ったときに、やっぱり学校ばかりではないよと、地域ぐるみでやらなければ、これは解決できませんという言葉知っています。そんなことを言いますと、今回はみんな知っていて、なぜ、こうなったのかというのが、非常に残念なんですね。もし機会があるとすれば、専門家を呼んで、何か講師を呼んで、そういう講演会といいますか、本当に集団の心のケアでもしたらどうなのかなと思っています。たまたま実績表を見ますと、相談しているのが先生と生徒ですか、父兄はあまり心の相談には来ていないんですね、実績表を見ますと。ゼロなんですね。そん

なことを考えますと、家庭に何か問題があるのかなとこんなことを思っていますが、家庭は逆に、いや、問題ないと思っているから相談がないんですということになるんだろうと思います。こんなことを思いますと、今回の事件というのは、いろいろな角度から見ましても、時間的なずれがなぜ、ここまで来たのかと。警察も知っているんですよ、家庭も知っている、学校も知っている、友達も知っている。なぜ、こうなったのかというのが、非常に不可解なんですね。教育長に今、これ以上のことは言えというのは無理だと思いますが、何とかそういう子ども、今ショックを受けている子どもがいると思うんですよ、正直なところ。そんなことで、教育長として、何か良い案があればお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

あまり詳しくは言えないんですけども、昨年、本町でも転入してきたご家庭で、中学生の子が小学校の5年生から1日も学校に行っていないという状況だとか、地域の方で民生委員さんが心配なさって家庭の中での暴力行為があるのではないとか、そういうふうにして通報がありまして、町全体で取り組ませていただいたり、児童相談所との連絡も取って、会合も開いたりしましたが、解決に至る前に、シェルターの方に母親が駆け込みまして、その後、ほかの地域に転出しましたので、我々の手元から離れたんですけども、今、議員さんおっしゃいましたように、本町およそ5千人くらいの小さな町なんですけれども、今、お話ししたような事例を自分たちにとっても、こんなことがあるのかなということがあったものですから、合わせて、今回の川崎の事件と含めた対応というのは、当然責まられるだろうと思っています。それで、ソーシャルスキルという講座をですね、去年、中学校を会場に夏休み中に本町の先生方全員に受けていただきました。ソーシャルスキル講座というのは、社会性を培う技術をどうやって生徒に指導するのか、人の付き合い方、相手の悩みの聞き方、それから、親との接し方、その講座を去年の7月末に全部の教職員で検証させていただいて、あと高等学校のように単行毎にその先生をお呼びして、勉強する機会なども進めていました。年を明けて、今年度、27年度は、ちょっとこのことをステップアップしまして、キャリア教育という内容で、文部科学省から講師をお呼びする計画を今、進めています。本年度の予算の中にも入れているんですけども、キャリア教育は、ちょっと視点を変えて考えてみさせてもらいました。今まで職業体験とか、職場体験という、一面的に語られてはいたんですけども、知内町の子達の今までの調査を見ていくと、将来に対する夢や希望というのがあまり高くないんです。ほかの町と比較して、極端に低いかといったらそうではないんですけども、将来自分の生活、人生に大きな夢や希望を持っている子達がそんなに多くない。よって、このキャリア教育の大きな柱が子ども達にどうやって夢や希望を持たせていくのか、それを先生達ばかりではなくて、ご家庭のつながりでどう持っていくのかということが大きなポイントだと思いますので、平成27年度、夏休み中の確か7月27日か、28日は予定をしているんですけども、是非、それを成功裏に持っていきながら、議員の皆様方にもご案内を差し上げながら、一緒に勉強してもらえればありがたいなと思っています。ただ、緊急な事態に関しては、学校が一番の通報の窓口になるのは事実ですので、日頃から生徒と先生の関係、それから、保護者と学校との関係、これはきちんと整えながら、いつでも意思の疎通が可能なように、そして、何か情報があったら伝えてもらえるような関係づくりは、常に心がけてまいりたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

予算の段階でいろいろ聞こうかなと思ったのですが、今、たまたま9番議員から出たので、関連で質問させていただきます。今、教育長は27年度からICT教育をひとつやろうということで予算の中で出ていますが、いろいろ情報を集めてみますとですね、そういうタブレット端末を今の情報の中では、生徒1人に1台ずつ与えようという教育方法なんですよ。こういう情報、いろいろな種類のネットだとか、コンピュータ関係のそういういろいろな情報をですね、生徒達に教え込んでおいてですよ、そういう情報、完全に知識をマスターさせておいて、すべて最終的には犯罪につながってきているという実態があるんですね。この間、たまたま事件の中で、夜中にいろいろ専門家達の話聞いてみたら、欧米の方では、既にICT教育というのは、もう6割くらい進んでいると。ところが、これ大失敗したのが韓国なんだと。韓国でやはりこれは進んでいるんですけども、確かに知識的に相当の世界的なレベルからいったら、韓国の子どもさんたちは、学力は相当上だと、日本から比べれば。その陰には、そのICT教育の陰には、やはりそれが進むと同時に犯罪が相当進んでいるという話。この辺ですね、やっぱりやるのであれば、もう少し教育長を中心にしながら、知内の小・中・高、この社会的な構図をもう少し勉強すべきではないのかなと。これはこの間の事件というのは、人ごとではないですよ。夜中にそういういろいろな機種を使いながら、親の知らない、誰も知らない中で、そういうことを平然とやるわけですからね、またやるようにして、知識をきちんと植えつけているんですから、その辺というのは、やっぱりこれから大きな問題として取り上げていくべきではないだろうかと思うのですが、その辺、どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

ご指摘のまず、とおりでと思います。ICTこれから日本の国も東京オリンピックに目がけて、すべての学校でこのICT、先ほど議員さんおっしゃいましたように、新しい学習指導要領を制定し、1人1台使えるような環境。現在は3.7人に1台という状況なんですけれども、特に今のご指摘の中では、備付けのパソコンとの学習のやり取りよりも、手に持っているこういうタブレット型のパソコンがその方が情報を取りやすいし、それによって、知識を得ながら、陰ではそれを悪い方に使うのではないだろうかかと危惧されていることのご指摘だと思うんです。当然、ICTが普及し、情報化が進んでいって、こういう状況になりますと、光と影の部分というのは昔から言われているように、情報機器がもたらすプラスの部分は非常に便利で豊かなものになるんですけども、陰の部分というのは捨て去ることができないし、それを今のような犯罪に結び付くことも大いに考えられることで、よく理解しています。そのことを理解した上で、子ども達にやっぱり教えていく必要があるということは、これは同じ認識として持っていますので、ご理解をさせていただきたいと思います。実際には、機器を使って、便利に使うことを学校で教えているわけではなくて、具体的に学習活動をスムーズに進めるための道具として教えているものであって、これを悪用することによって、こんなことにつながるんだとか、それも合わせて指導しているのは事実です。具体的には、教科の時間もそうなんですけれども、そのほかの道徳の時間等々でもその時間を持っていますし、まして新しく今スタートする道徳教育の中では、このICTに関わる、情報機器に関わる事件を防ぐための項目が1項大きく盛り込まれましたので、今まで以上に時間をかけた指導というのが必要になってきます。ただ、

ただという言葉はちょっと変なんですけれども、保護者も一緒に理解していただかないと、これは解決ができづらいと思います。実際に具体的な話からしますと、例えば、知内小学校で、参観日になりますと、各教室や廊下に備えられている無線LANがストップしてしまうんです。ストップするのはどういうことかということ、学校で使うタブレット、もちろん40台は動くんですけども、そのほかに保護者さん達がポケットに入れているスマートフォンがありますよね、これが電波の管があるとしたら、これだけの容量があるとすれば、ここに入って行く。一番入っていく容量が高いのがスマートフォン、次がタブレットパソコンなんです。よって、それだけ多くの方々が所持しているということはもう事実ですので、この今の情報化の社会における子ども達をより便利な道具に馴染ませながら、健全に育てていくという、この大きな課題に対しては、学校と保護者とそして、行政側の我々も含めた緊密な計画の中で進めていくしかないだろうと思うんです。それを思いつきではなくて、形のあるものとして進めていくには、やっぱり計画と実際の成果を照らし合わせていくよりないと思いますので、改めて年度が替わりましたら、その辺りも学校とも協議をし、形も作りながら進めていって、なるべく安心できるような環境づくりに進めていきたいと思いますので、ご理解をしていただければありがたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに10款教育費ありませんか。

4番、泉君。

◎ 4番（泉 政栄）

今の3番さんの質問とダブル点もあると思うのですが、最近、国際的に大変な事件が起きて、その画像がYouTube何かに載せてしまうらしいんですね。ただ、テレビだとそういう場面は省いて、見られる部分といえばおかしいけれども、公開できる部分だけ流すというふうになっていますが、YouTubeの場合だと、その犯罪を犯した人がそのままの画面を流しちゃうらしいんですね、これは国単位ですぐサーバーですか、そこで削除しちゃうんですけども、それに間に合わないで、見てしまう方がいて、更にその見た画面を取り入れて、また別のラインを使って流したりするので、取締りがなかなか難しいということを知りました。若い人というのは、そういう使い方が随分早くて、子ども達も中学生や小学生も高校生もそうだけど、例に漏れないと思うんですね。ですから、そういうグループが、グループというかクラス単位でもそのような画面を1人でも取り入れたらすると、みんな情報交換したりするような心配もあると思うんです。ですから、それぞれの家庭がそれぞれの子ども達をいつも注意して見なくちゃいけないんだけど、そのような苦手な親もおりますので、なかなかチェックもできない。そうなると、学校教育で、そのようなことはやめようねというような方向性も持っていけないと、こういうこともできるのかというのは、すぐ知れていると思いますので、そのようなチェックとそれから指導をこれから、これは要望になっちゃうと思うのですが、そのような教育も合わせて進めてほしいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

知内中学校で調査した資料についてお伝えしながら、一緒に考えていただければありがたいと思っています。1年生から3年生までで、SNS、ソーシャルネットワークシステム、今、議員さんおっしゃったような、YouTube等も含めるんですけども、これを利用していますか、というまず問いかけで、1年生で63%、2年生で86%、3

年生で80%、全校でSNSを利用している子ども達は76%、利用しているSNSはどれですかということで、1学年だけでいいと思うのですが、同じような傾向になっています。3年生を見ていきますが、LINEを利用しているのが33%、Facebookを利用している、先ほどもお話ししましたFacebookで3%、Twitterで18%、その他。もう1つは、どんな機器を使って利用していますかということで、これも3年生だけお話しします。スマートフォンを使っている子が27、大半です。そのほかにタブレットパソコン、先ほどの話題になったもの。それからiPod、音楽を聴く機械です。それからゲーム機、実はこれは、長くなって申し訳ないのですが、自分自身の見識が不足していたんですけれども、今、子どもたちが持っているゲーム機が、例えば、セブンイレブンの壁の縁に行くと、セブンイレブンから漏れてくるWi-Fiの電波を拾えば、そこでこのゲーム機を使って、スマートフォンと同じようなやり取りができるらしいんです。実際に使っているらしいんです。ちなみに、知内小学校の例ですけれども、小学校の5年生、6年生、高学年でスマートフォンの所持率、この間調査していただいたら48%、びっくりしました。当初1割程度というふうに前に議会でもお話ししたんですけれども、実際に一番新しい数字で48%で驚きました。次だけお話しして、このSNSを利用したいですかということで、はいと答えた子がほとんどです。子ども達の理由をちょっと何点か急いでお話しします。それを使ってみたい理由は、LINEやゲームをやりたい。友達との距離が縮まるかもしれない。これがきっと大きいと思います。便利だから。電話より楽。学校以外でも友達と話したい。これも大きな理由になると思います。それから、いろいろな情報が聞ける。それから、面白そうだからやる。これも大きな理由だと思います。みんなやって、みんなとすぐ連絡ができる。こういうのが、やってみたい理由。反対にいいえと答えた子達もいるものですから、ちょっと何点かお話をします。いいえと答えた理由では、トラブルが起きるからしない。生きるために必要ない。勉強に集中できなくなる。それから、トラブルが起こる。勉強時間が減る。使わない。友達とのトラブルや事件に遭いたくないというような意見になります。これをちょっと比較していただければおわかりになると思うのですが、いいえという子達は、自分を守るためにいいえになっています。はいの子達は、人とのつながりをどう作るかで、はいの方になっているんですけれども、子ども達の状況が今のように人とのつながり方を密接に持ちたいと願っていることだとすると、こここのところにスポットをあてて、こういう機器を使わなくても、または使っても、相手との距離感を上手に保ったり、仲良くなれる方法ややり方というのは学校でやっぱり教えていかなければならないだろうと思います。それはご家庭でのことよりも、ウエイトとしてはずっと大きいと思いますので、今のような資料に基づくと、かなり具体的な指導が可能になりますので、年度きっと改まるということだと思っただけですけれども、子ども達の方にはそういう指導も具体的に手掛けて、継続的な判断をしていきたいと思っています。なお、昨日、中3にお話ししたんですが、このことも実は混ぜまして、今のような川崎のことも含めて、LINEも盗撮も何でも事件なんだから、警察に逮捕されますと。それに関しては、学校も恐らく守らないでしょうと。相手方が訴えたらそれは逮捕されることになるので、刑事事件として処罰されますよという話も昨日、実はさせてもらいました。どっちにしても、脅かすばかりではなくて、便利な道具は事実ですので、それを上手にやっぱり使っていないと、この子達が大人の社会になったときには、社会の中で機能していけなくなりますので、それがきっと我々の務めだと思いますので、もうちょっと時間もいただきながら、具体的な成果が上がったことをまた後ほどご報告もしていきたいと思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに10款教育費ありませんか。

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

本件に戻ります。2点ほどちょっとあるんですが、郷土資料館で、9月に550万円の印刷費補正を組んだんですね。今回、最終的に260万円くらいでいいということはどういうことなんだろう。さっきのおよその予算と見積りの関係なんだろうか。

それからもう1点、今、第一町民プールがオープンしますけれども、教育長、プールの中のトイレ、ウォシュレット付いてないの知っているだろうか。この2点だけお尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（福井誠一郎）

1点目の郷土資料館の減額補正について、ご説明致します。町史印刷業務委託料の中で、合計で予算額550万円ということで、今回、5社の方に競争させていただきまして、その中で、ページ作成にかかる人件費がですね、大幅に落ちたということで、その5社の中での競争入札の結果です。240万円程度です、落ちましたものですから、不用額を今回、減額させていただいたという形でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

ご指摘の町民プールのトイレの件ですけれども、正直言いましてわかりませんでした。今、上村さんにも聞いてみたんですけれども、上村さんもわかっていないと思います。あとで確かめます。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

理事者とある人と話をしました。温泉にはウォシュレット付いていませんよ。温泉は体を洗って入るところだということになっています。ところが、プールというのは、小便、大便をしたら、洗う場所がないんですよ。なんか言ったら、シャワー付いているから洗って入ったらいいべさという話もちょっとありましたけれども、利用したい人がわざわざシャワー室行くだらうか。そのまま水泳パンツ履いてスポンと入るんだから、こんな不衛生なことないですよ。その辺ちょっと考えてみてください。現状を見て。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

わかっていなかったことが1つの大きな理由なんですけれども、今、ここでお答えすることができませんけれども、確かに衛生管理上のことも含めて、後ほどまたこちらの方で相談もしてみます。実際に付けることが可能であれば、それも検討してみたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

10款教育費、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に12款公債費。公債費ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、ほかに歳出全般で質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

歳出の質疑を終わりました、歳入一括質疑を行います。

歳入は1款町税から20款町債までであります。歳入の質疑ございませんか。

9番、森永君。

◎ 9 番 (森永 勉)

財産売払収入の件でお伺いしますが、当初、町有林の売払収入が1,100万円見ていましたが、700万円より入っていないと。どういう経過で、売払する段階の経過から先に説明いただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。この減額につきましては、面積につきましては、変わっておりませんけれども、予算を組む段階で、標準値を設けまして、およそこのくらいの量が出るだろうということで予算計上させていただきましたが、実際の面積を伐採したら、量が少なかったもので、このようになっているということでございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、森永君。

◎ 9 番 (森永 勉)

皆伐するときは立木調査するんじゃないですか。面積でやるんですか。一般論としては、立木調査をして立米数出して、それを基にして、入札なり、見積り合わせなりするんだと思いますが、そうではないんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

歳入全般に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、歳入の質疑を終わり、地方債並びに繰越明許費の質疑を受けます。ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩致します。再開は午後3時と致します。

(休憩 午後 2時45分)

(再開 午後 3時00分)

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第3号 平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第3号、『平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第3号、平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について。

平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,512万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,936万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致しますので、19ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に18万3千円を減額し、393万9千円とするものです。11節需用費、印刷費7万3千円の減額。13節委託料、共同電算委託料8万1千円の減額、総合行政管理システム保守業務委託料、それぞれ不用額を減額するものです。

続きまして、20ページです。2項徴収費、1目賦課徴収費に13万円を減額し、275万5千円とするものです。13節委託料、総合行政システム保守業務委託料13万円の減額です。これは、クラウド化による減額です。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費に2,532万6千円を減額し、3億6,467万4千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、保険者負担分2,532万6千円の減額です。本年度の給付見込額により減額するものです。

続きまして、22ページです。2目退職被保険者、療養給付費に500万円を追加し、2,500万円とするものです。19節負担金補助及び交付金、保険者負担分として500万円の追加です。本年度給付見込みにより追加するものです。

3目一般被保険者療養費に40万2千円を減額し、409万8千円とするものです。19節負担金補助及び交付金に保険者負担分として40万2千円減額するものです。本年度給付見込みにより減額するものです。

続きまして、24ページです。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費に545万9千円を減額し、4,454万1千円とするものです。19節負担金補助及び交付金に保険者負担分として545万9千円を減額するものです。本年度給付見込みにより減額するものです。

2目退職被保険者高額療養費については、補正はありませんが、財政内訳の変更です。

続きまして、26ページ、3項移送費、3目退職被保険者移送費についても、補正額はありませんが、財源内訳の変更です。

3款後期高齢者支援等、1項後期高齢者支援等、1目後期高齢者支援金に150万3千円を減額し、7,695万1千円とするものです。19節負担金補助及び交付金に後期高齢者支援分として150万3千円を減額。減額については、額の確定によるものです。

続きまして、28ページ、5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療拠出金は、補正額はありませんが、財源内訳の変更です。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金に74万1千円を減額し、3,510万円とするものです。19節負担金補助及び交付金に介護納付金、額の確定により74万1千円を減額するものです。

30ページです。7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療拠出金に219万4千円を減額し、1,457万3千円とするものです。19節負担金補助及び交付金に高額医療費共同事業医療費拠出金、額の決定により219万4千円の減額です。

3目保険財政共同安定化事業拠出金313万2千円を減額し、6,547万2千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定により313万2千円の減額です。

続きまして、32ページです。8款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費に113万9千円を減額し、748万円とするものです。9節普通旅費4万8千円の減額。研修旅費6万4千円の減額。11節需用費、保健活動車修理費3万円の減額、印刷費15万8千円の減額。消耗品は8万6千円の減額。14節委託料、特定健診委託料として66万6千円の減額。18節備品購入、保健活動車11万4千円の減額。それぞれ不用と見込まれる額を減額するものです。

33ページ、9款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、補正はありませんが、財源内訳の変更です。

続きまして、34ページです。11款諸支出金、1項償還金、3目償還金8万3千円を追加し、921万8千円とするものです。23節償還金利子及び割引料、国庫補助金精算返還金の額の確定により、8万3千円を追加するものです。

12款予備費、1項予備費、1目予備費に1千万円を減額し、499万3千円とするものです。予備費より1千万円減額するものです。

引き続きまして、3ページをお開きください。歳入を説明致します。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税613万2千円を追加し、1億4,289万8千円とするものです。医療給付費の現年課税分として339万5千円の追加。後期高齢者支援金現年課税分として140万7千円の追加。介護納付金現年課税分として15万1千円の減額。医療給付分滞納繰越分として69万3千円の追加。後期高齢者支援金分滞納繰越分として54万8千円の追加。介護納付金分滞納繰越分24万1千円の追加。それぞれ収入見込額により追加、減額するものです。

続きまして、2目退職被保険者、国民健康保険税86万6千円を減額し、896万1千円とするものです。医療給付費現年度分65万円の減額、後期高齢者支援金分現年度分として17万8千円の減額。介護納付金分現年度分として14万4千円の減額。医療給付分滞納繰越分5万3千円の追加。後期高齢者支援金分滞納繰越分として2万9千円の追加。介護納付金分滞納繰越分として2万4千円の追加。それぞれ収入見込額により減額、追加するものです。

続きまして、5ページです。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担

金に1, 846万7千円を減額し、1億757万1千円とするものです。現年度分としまして、療養給付費の負担金1, 636万2千円の減額。介護納付金負担金23万8千円の減額。後期高齢者支援金負担金として186万7千円の減額。計1, 846万7千円の減額。収入見込額により減額するものです。

続きまして、6ページです。2目高額医療費共同事業負担金に54万8千円を減額し、364万3千円とするものです。高額医療費共同事業負担金として54万8千円の減額。収入見込額により減額するものです。

3目特定健診等負担金21万5千円を減額し、112万5千円とするものです。特定健診等負担金21万5千円の減額。収入見込額による減額です。

続きまして、8ページ、2項国庫補助金、1目財政調整交付金5, 271万5千円を減額し、3, 489万7千円とするものです。普通調整交付金5, 179万8千円の減額。特別調整交付金91万円の減額。それぞれ収入見込額により減額するものです。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金1, 201万4千円を追加し、2, 665万5千円とするものです。現年度分として療養給付費交付金1, 214万円の追加で、収入見込額により追加するものです。

続きまして、10ページ、5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金に7万6千円を減額し、1億5, 205万円とするものです。前期高齢者交付金の収入見込額により7万6千円の減額をするものです。

6款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業費に54万8千円を減額し、364万3千円とするものです。高額医療費共同事業負担金の収入見込額により54万8千円の減額です。

続きまして、12ページです。2目特定健診等負担金21万5千円を減額し、112万5千円とするものです。特定健診等負担金の収入見込みにより21万5千円を減額するものです。

2項道補助金、1目財政調整交付金712万7千円を減額し、3, 115万円とするものです。普通調整交付金1, 673万5千円の減額、特別調整交付金960万8千円の追加、それぞれ収入見込額により減額、追加するものです。

14ページ、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金に128万円を追加し、7, 730万4千円とするものです。高額医療共同事業交付金に439万9千円の追加。保険財政共同安定化事業交付金として311万9千円の減額。それぞれ収入見込みにより追加、減額するものです。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金455万6千円を減額し、3, 691万2千円とするものです。保険基盤安定繰入金、保険税軽減分として327万2千円の減額。保険者支援分として8万5千円の追加。財政安定化支援事業繰入金として支援分ということで136万9千円の減額。それぞれ額の確定により減額、追加するものです。

続きまして、16ページ、9款繰入金、2項基金繰入、1目基金繰入2千万円を追加し、2, 000万1千円とするものです。基金繰入として2千万円の追加をするものです。26年度収入決算見込みにより繰入れするものです。

11款諸収入、1項延滞金加算及び過料、1目一般費保険者延滞金47万3千円を追加し、55万3千円とするものです。一般費保険者保険税滞納金、収入額見込みにより47万3千円の追加をするものです。

11款諸収入、3項雑入、1項一般被保険者第三者納付金に30万8千円の追加をし、30万9千円とするものです。一般被保険者第三者納付金に収入見込額により30万8千

円の追加をするものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

21ページ、保険者負担分で2、500万円ほど減額になっていますけれども、実績報告書を見ますと、去年から見ると、26年度はちょっと110%と3、000万円くらいですか、増えている、その辺の要因をまず、お知らせ願ひたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今、7番議員さんの方から25年度より3千万円くらい増える見込みということのご質問だと思うんですけども、現在ですね、1月、2月、一応、3、300万円、まだきていません。それで3、300万円を入れて、3億6、400万円という見込みを立てているんですけども、その前の例えば12月だとか、11月、これもですね、通常の年より多いです。これは入院の患者が多いということとですね、それと、がん患者だとか、そういう末期のそういうものもちょっとあるということで、医療費がかさんでおります。それで、1月、2月、この3、300万円というのは、あくまでも予測ですので、これがマックスでみていますので、これより予想とすれば下がるのではないかなというふうに思われますので、そういうことをご理解願ひたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

そうしますと、今回、下の方をみますと、パーセント的には78%とか、かなりよくなっているという言い方したらいいのかわかりませんが、そういうふうになっているんですけども、その辺の要因ということも、今、言ったような形の説明と同じでいいんですか、理解して。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

そういう理解でよろしいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今の質問に関連してなんですけれども、高額医療上がったということで、がん等の入院患者が多くなったということなんですけれども、主な病名というのは、何が大きいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

先ほど7番議員さんに言いましたとおり、やっぱり末期のそういう種病だとか、そういうものですね、医療費がかさむと。統計的にはですね、肺がんだとか、そちらがこの頃

多くなってきている傾向になっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

統計的には肺がんということが多いんでしょうけれども、ただ、検診の予防状況を見れば、随分、達成率を見れば91%、肺がんに関しては91.9だとか、いろいろ受診率は高いような傾向はあるんですけども、そういう意味で、高額医療確かに末期ということになれば、当然高額医療になるんでしょうけれども、そういう抑制というのは、働かなかったという捉え方でいいのか、それとも、通常より検査率下がって、これはちょっと実績なんですけれども、検査率下がっているの結果なんですか、その辺ちょっと確認。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

すみません。ちょっと今、そのデータがありませんので、あとでお願いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

あとでよろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第4号、『平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第4号、平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について。

平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,163万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表歳入歳出補正予算」による。

歳出より説明致します。5ページをお開きください。

それでは、5ページです。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に68万2千円を減額し、217万8千円とするものです。13節委託料、健康診査委託料23万円の減額、後期高齢者システム保守管理業務委託料45万2千円の減額。それぞれ額の確定により減額するものです。

続きまして、6ページです。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金に20万9千円を追加し、5,901万7千円とするものです。19節負担金補助及び交付金に保険料等負担金に20万9千円を追加するものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険、1目後期高齢者医療保険に20万9千円を追加し、3,447万6千円とするものです。後期高齢者医療保険料特別徴収104万7千円の減額。普通徴収額125万6千円の追加。計20万9千円の追加。収入見込額によるものです。

4ページ、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に68万2千円を減額し、2,682万1千円とするものです。事務費繰入金ということで68万2千円の減額をするものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第5号、『平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第5号、平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ

による。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,761万4千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳出からご説明致します。8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、2目施設維持費から160万5千円を減額し、5,202万2千円とするものでございます。13節委託料の放流水質検査委託料から中ノ川橋添架管実施設計業務委託まで、5事業の事業確定により減額するものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。歳入でございます。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金から10万8千円を減額し、169万2千円とするものです。電気設備更新工事実施設計業務委託事業費の確定により、社会資本整備交付金を減額するものです。

次のページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金から事業費確定により212万7千円を減額し、1億2,733万8千円とするものです。

次に6ページをご覧ください。5款諸収入、1項雑入、1目雑入から27万円を減額して、62万1千円とするものです。これは中ノ川橋添架管実施設計業務委託費確定により補償金を減額するものです。

次のページ、7ページをご覧ください。6款町債、1項町債、1目下水道事業費に90万円を追加して、90万円とするものです。電気設備更新工事実施設計業務委託に下水道事業債の起債許可決定により追加するものです。

3ページをお開きください。第2表地方債でございます。起債の目的は、下水道事業債、限度額90万円でございます。なお、記載の方法、利率、償還の方法については、表に記載のとおりでございますので、お目通しお願い致します。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出、地方債一括質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

8ページの中ノ川の添架管の実実施設計終了されて、これは今回実施設計を業務委託をかけて終了したということは、次年度、27年度で工事を進めるということではないんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

今回、この添架管実施設計は、国道橋に添架する部分で、国道橋の実実施設計も今年3月末工期完了というふう聞いております。具体的には、平成27年度は、開発局の方では国道橋周辺の用地買収、そちらの方に事業費を使うと。それで工事に関しては、28年度から実際に動き出すというスケジュールでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

28年度からということになれば、今26年度でこれをもし最悪やらなくても、27年度でもよかったということなんですか。そういうわけじゃないんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

国道橋の設計が終わりませんと、用地が確定できないということがあります。それで、国道橋の設計をするものですから、今年度設計をしておかないと、手戻りが生じるということで、今年度設計をやっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 平成26年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第6号、『平成26年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第6号、平成26年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成26年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,577万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。4ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、2 目施設維持費から 10 万 4 千円を減額し、686 万 7 千円とするものです。13 節委託料で、湯ノ里クリーンセンター維持管理委託費の確定により減額するものでございます。

3 ページをお開きください。歳入でございます。2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金から 10 万 4 千円を減額して、1,752 万 6 千円とするものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を許します。

歳入歳出一括質疑ありませんか。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

委託料の関係なんですけれども、先ほどもちょっと議論あったところなんだろうけれども、基本的に例えば 350 万円で委託をかけて、そのまま委託料として全額やった方がいいのか、それとも、先ほど産業振興課長からも答弁ありましたけれども、その都度減額という形になればいいんですけれども、ただ、逆に追加も可能性としてあるのか、ないのか、委託に関して、その辺の考え方、そして、委託料とは別にたとえ管理委託をしても、何か不具合があれば、その都度やっぱり請求来て、要するに歳出で出すわけですよ。その辺の考え方、もしその都度、委託管理をして、例えばその中で不具合が出た場合の予算計上というのは、また別枠であるわけでしょう。であれば、その委託料というのは、考え方として、全額これをお願いしますという方がいいのか、その都度、減額なり、追加なり、上下のあるやり方がいいのか、その辺の考え方の整理というのはどこでしたらいいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

管理委託に関しましては、予算措置のときには、基本見積りとあと積算基準というのがあるんですが、それに基づいて予算を措置します。それで、委託費を契約するときには、また見積り徴収とそれと最新の人件費の見直し等で予定価格と委託費の確定をするのですが、やはり見積業者、通常はですね、予算措置のときの見積りよりは多少低く出すという傾向がございますので、ですから、予算措置よりも最終的に契約というのは下回る傾向にございます。それと、委託費に関しましては、完全に維持管理に関する委託だけなので、予算の変動というのは、契約金額の変動というのは基本ございません。維持管理の中で、施設等に不具合が出た場合には、賃金原材料だとか、修繕費ですとか、そちらの方で対応してまいりますので、変動はないというふうに考えてございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

現状の社会状況の中で、アベノミクス効果ということで、人件費、今どんどん上げようという動きになっています。ということになれば、その都度の契約ということになれば、その要するに時代時代、例えば、27 年度の景気状況を見ながらの人件費の要するに積算をかけて、お互いどの程度で収めるかという話になってくるんですか。それとも、ある程度、委託管理費はもう概算という言い方変でしょうけれども、毎年、ある程度、同じような、例えば固定したような考え方でいくのがベストなのか、やはり人件費に関しては上下あると思うんですけれども、ある程度、委託費に関しては何か固定した方がいいような気

もするんですけれども、その辺の考え方をお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

委託側の方でいけば、やはり固定した方が理想なんですけれども、やはり賃金の変動というのは、必ず発生します。ちなみにこの農業集落排水施設、クリーンセンターというのは、電気技術者を基本に算定しておりますので、電気技術者の単価が年度当初に上げた場合、やはり前年度よりも値段の変動は出てくる可能性はございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

どうしても、そういう技術者というのは、確かクリーンセンターでは1名だと聞いているんですけれども、その人の要するに昇給に伴って、人件費が移動するというのでいいんですか。要するに人件費というのは、あくまでも平均の積算、どういう積算するのかわかりませんが、その人のあちらからいけば、業者側の固定給料ではなくて、ある程度、お互いの積算根拠の上での人件費の中で積算するというのでいいんですか。あくまでも、個人は関係ないということ。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

個人がいくらもらっているというのは全く関係ございません。公共工事におきましては、国土交通省の積算基準に基づく人件費で積算しております。それで、国土交通省の方につきましても、やはり建設業だとか、こういう業界の方で適正に賃金を払わないと、やはり業界が成り立っていかないというところもありまして、厳しくその辺はチェックされますので、私どもにおきましても、決められた人件費で積算をしてございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第7号、『平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第7号、平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万5千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億6,906万1千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に296万5千円を追加し、726万6千円とするものです。13節委託料に介護保険システム改修事業296万5千円の追加です。これは介護保険制度改正に伴うシステムの改修によるものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。歳入です。3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険事業費補助金148万2千円を追加し、148万2千円とするものです。介護保険事業費補助金として、介護保険システム改修事業費、先ほど言いましたとおり、介護保険制度改正に伴うシステム改修として148万2千円を追加するものです。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に148万3千円を追加し、1,895万円とするものです。事務費繰入金として148万3千円の追加です。これも介護保険制度改正に伴う町の負担分でございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第8号 平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第5号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第8号、『平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第5号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第8号、平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第5号）について。

第1条、総則です。平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございます。平成26年度知内町水道事業会計予算。第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。（2）の年間給水量を72,546㎥追加し、947,546㎥とする。（3）の1日平均給水量を199㎥追加し、2,596㎥とするものです。

第3条、収益的収入及び支出でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。下の表でございます。収入におきまして、1款水道事業収益、1項営業収益に720万円を追加して、1億2,807万1千円とし、水道事業収益合計で1億4,714万7千円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出でございます。予算第4条本文括弧書き中、過年度分損益勘定留保資金5,531万8千円を過年度分損益勘定留保資金5,170万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。下の表でございます。収入におきまして、1款資本的収入、1項工事負担金から65万6千円を減額し、664万4千円とし、資本的収入合計で1億4,920万6千円とするものです。

次のページをお開きください。支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費から427万4千円を減額し、資本的支出合計で2億820万円とするものです。内訳をご説明致します。3ページをご覧ください。平成26年度知内町水道事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益で水道使用量が見込みより増加したため720万円を追加し、1億2,720万円とし、水道事業収益合計で1億4,714万7千円とするものです。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出のうち収入でございます。1款資本的収入、1項工事負担金、1目工事負担金で消火栓更新等にかかる事業費確定により工事負担金を65万6千円減額し、664万4千円とし、1款資本的収入合計で1億4,920万6千円とするものです。

5ページをご覧ください。支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費で、1目上水施設改良費から4目消火栓設置費まで、各事業費の確定により、合計で427万4千円を減額し、1款資本的支出合計で2億820万円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 発委第1号 知内町議会基本条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程17、発委第1号、『知内町議会基本条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 委員長（敦澤良子）

発委第1号、知内町議会基本条例の一部を改正する条例について。

知内町議会基本条例の一部を次のように改正する。

平成27年3月12日提出。提出者、知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。

次のページをお開きください。知内町議会基本条例の一部を改正する条例。

知内町議会基本条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号、次世代育成支援行動計画を知内町子ども子育て支援事業計画に改める。

本条例の一部を改正する提案理由についてご説明致します。

本条例の一部改正は、国における子ども子育て関連3法が整理されたことに伴い、第8条の見だし、法律第96条第2項の議決事項ですが、第8条第3号の次世代育成支援行動計画の名称が知内町子ども子育て支援事業計画に変更となることから、議会基本条例の一部を改正するものです。詳しくは、議会議案説明資料、知内町議会基本条例新旧対照表の1ページをお目通し願いたいと思います。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上、発委第1号、知内町議会基本条例の一部改正の提案理由をご説明申し上げ、委員各位のご賛同を願うものであります。以上、説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 報告第1号 平成26年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第18、報告第1号、『平成26年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。教育長。

◎ 教育長 (田中健一)

平成26年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価につきまして、報告致します。

お手元の資料に基づきながら、ご説明致します。

まず、対象事業につきまして、平成26年度の点検評価対象は、1ページから8ページまで記載してあります。平成26年度教育行政施策大綱に基づき、施策の進捗状況などについて点検評価致しました。

続いて、9ページ、10ページについてお話致します。教育委員会の開催状況についてご報告致します。平成26年度は、平成27年度使用の小学校教科書の採択や全国学力学習状況調査、北海道版結果報告への掲載同意。保育所や小学校の連携などについて、協議などに取り組んでまいりました。

続いて、11ページ、12ページの教育委員会が委嘱している委員会、設置した協議会などの活動状況についてお話を致します。まず、学校運営協議会は、知内高等学校、湯ノ里小学校へ設置致しました。各校でテーマを定め、協議会運営を進めております。教育支援委員会は、従来の就学指導委員会の名称を変更したものです。児童や在学している児童生徒で特別な配慮を必要とする児童生徒の把握並びに保護者等の意向調査などきめ細かく実施しております。

開いていただいて、12ページ、知内町教育研究所は、幼小中高の全教職員で構成された研究組織です。幼稚園と小学校との連携事業、中学校と高校との合同PTA研修会など、この組織を基本とした学校間連携が進められています。知内町インクルーシブ教育推進会議では、各学校において、必要とされる支援のあり方、教育相談、研修会などを実施してまいりました。特に26年度では、放課後に言葉の教室を週1度開設しました。また、高等学校では、就労に向けた取り組みが進められ、この成果が示されたところです。

16ページをお開きください。重点的に点検評価した事業について、何点かお話の方させていただきます。平成26年度事業の点検評価につきましては、16ページより教育推進重点事業、社会教育の充実、スポーツの振興、郷土資料館の充実、文化交流センター活動、給食センター事業について点検評価を行いました。

まず、最初に教育推進重点事業は、4年目の取り組みとなっております。

17ページの子どもの学力を育てる取り組みについては、26年度は学力テスト、全国学力学習状況調査の公表に関わる国の指針が変わったことに対応をし、全体結果をレーダーチャートとして公表しました。また、学力の向上に向け、各学校では授業の質を高めるため、研修の充実を図っております。

続いて、18ページの子どもの体力、運動能力を育てる取り組みについて、お話し致します。26年度は北海道体力向上総合実践事業に取り組み、これまでの課題であった柔軟性、瞬発力の向上が見られました。また、体力手帳の活用に伴い、各学校で体力作り環境を充実させております。

続いて、19ページ、豊かな人間性を育てる取り組みについてお話致します。ラインなどによるネットいじめを防止するため、渡島管内全体での取り組みが進められております。情報機器の有効な活用方法とともに、相手を思いやる心の育成などを同時に進めていく必

要がより一層高くなりました。

20ページです。信頼される知内高等学校の確立についてお話致します。学校運営協議会において、高校教育のあり方、教育内容、環境整備などについて、貴重な協議の場に努めております。また、26年度は、支援を要する生徒の就労に向け、熱心に取り組んでいただき、就労に行き着いたことは賞賛に値する活動だと思っています。

21ページ、学びの連続性を生かした学校間連携です。26年度は、地域連携研修が湯ノ里小学校と涌元小学校を主体校として、2つのグループに分かれて開催されました。これらをもとに学校間のつながりがより緊密となりました。また、小学校と保育園の複合化に至ったことは、子どもの育ちの連続性や学びの連続性を確立していく機会となり、今後の検討が期待されます。

続いて、社会教育の事業に関する取り組みから1点報告致します。26ページをお開きください。社会教育の充実に関する取り組みから放課後子ども教室推進事業では、事業実施時期の遅れ、指導者などの確保に大きな課題や問題点が指摘されました。事業実施体制の見直しと各地域に協力員を設置するなど、これまでの取り組みを根本的に見直し、27年度新たな事業の展開を見いだしていきたいと思っております。評価に関しては、B評価なんです、かなり厳しく見ていって、これらを受け止めながら、今後の放課後子ども教室のあり方について、早急に体制を取り立ててまいりたいと思っています。

続いて、スポーツ振興に関する対応についてお話し致します。30ページお開きください。スポーツ振興に関わる取り組みでは、合宿、大会誘致を行い、各スポーツ施設の有効活用が進められていること、また、先ほど学校教育でもお話ししましたが、北海道体力向上総合実践事業の一環として、一般町民向けの食育研修会、ノルディックウォーキングの教室などの開催ができたこと、引き続き、27年度もこれらの取り組みについて検討してまいりたいと思っております。

続いて、郷土資料館活動の充実に関する項目では、全体を通してお話をしますが、町史編纂が今年度で完成することと、完成後の活用について検討を図ることが大きな課題になります。また、ミュージアムパルなどの講座のマンネリ化しない運営の工夫に今後、努めてまいりたいと思っております。

文化交流センターの活動についてお話し致します。37ページをお開きください。文化交流センター活動では、施設の位置付け、将来展望を早急に確立し、有効活用の目途を立てなければなりません。今後、町と連携をし、構想を立ち上げたいと思っています。

最後に38ページ、給食センターの事業についてお話し致します。安全で安心な給食を配食できております。衛生管理については、栄養教諭を中心に研修、改善を行っております。また、アレルギー疾患等々の子ども達へは、その事由毎に配食の工夫なども重ねるような体制も整えております。以上、概要について申し上げます。お手元の報告書をもって平成26年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告とさせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

報告の案件であります、この件について質疑があれば特に許します。

よろしいですか。報告第1号はこれで終わります。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により予め延長したいと思っております、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延長することに決定致しました。

ここで、10分休憩致します。再開4時5分とします。

(休憩 午後 3時54分)

(再開 午後 4時05分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 平成27年度知内町行政執行方針について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第19、『平成27年度知内町行政執行方針について』を議題とします。

町長から説明願います。

◎ 町 長 (大野幸孝)

平成27年知内町議会第1回定例会の開会にあたり、平成27年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げ、町議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。2月1日執行の知内町長選挙において、町民皆様の温かいご支援により無投票で再選をしていただき、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。身に余る光栄であると同時に改めて責任の重さに身の引き締まる思いを強くしております。町議会議員の皆様、町民の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げますとともに、今後におきましても、町政の執行にあたりご指導、ご鞭撻賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これまで1期4年間、本町のまちづくりのテーマであります「笑顔かがやく躍動の舞台」の実現を目指して、町民の皆様からご提言やご意見をいただくため「町づくり懇談会」や「ふれあい懇話会」をはじめ、多くの団体やグループの皆さんとの対話を通じて、町民の参加と協働による、元気で活力ある豊かな知内町の実現のため、「地場産業の振興によるまちづくり」、「子供の未来に希望のあるまちづくり」、「新たな雇用創出によるまちづくり」、「生き生きと活力あふれるまちづくり」、「交流事業の推進によるまちづくり」、「地域特性を活かしたまちづくり」、「行財政改革の推進」の「7つの目標」を掲げ、職員と一丸となって取り組んで参りました。

特に、町の活力の源である、若者定住のための雇用・就業支援施策と育児支援のための医療費無料化や予防接種等保健事業の拡充などのほか、町の資源を活かし産業の活性化を図るための担い手育成確保対策、未利用間伐材などの地域資源の有効活用と循環型社会形成、知内川などの自然環境保全などにも積極的に取り組んで参りました。

さらに、本町の特長であるスポーツ交流によるまちづくりを具現化するため、各種スポーツ大会を積極的に招請し、スポーツ交流と合宿の里づくりの足掛かりができたものと考えております。また、東日本大震災を契機に、町の防災対策の見直しと災害時備蓄品配備や防災訓練などを実施し、併せて町民の生活基盤となる道路・上下水道などのインフラ整備も着実に進めて参りました。

私が2期目の町政を担わせていただく初年度であります平成27年度におきましても引き続き町民の目線に立った協働の町づくりを、職員一丸となって町民の皆様と共に進めて参りたく存じますので、何卒ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、町政に対する基本的な考え方について申し上げます。

本年度におきましても、私は、町民皆様の参加と協働による活力ある元気で豊かな知内町の実現を目指し、あわせて、職員一人ひとりが町民全体の奉仕者であることを常に意識

し、町民皆様が温もりを実感できる「笑顔かがやく躍動の舞台」実現のため、町民の皆様と一緒に手を携え、引き続き努力して参りたいと考えております。

地方を取り巻く状況は、バブル崩壊以降、人口減少や少子化、超高齢社会など多くの自治体で共通の課題として取り上げられていますが、昨年5月に日本創生会議が公表したいわゆる「消滅自治体リスト」及び提言「ストップ少子化・地方元気戦略」が呼び水となり、地方の人口減少問題が国内における主要課題として認識され、同年9月には、安倍首相を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部（地方創生本部）」が発足しました。

とりわけ「ストップ少子化戦略」・「地方元気戦略」・「女性・人材活躍戦略」を三本の柱に、平成27年度を初年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方版の策定・実施により、「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指すこととしております。

そのためには、明確な目標を設定し、達成をするための施策・事業を着実に実行し、町民の皆様がその効果を実感できるようにするとともに、本年度が第5次まちづくり総合計画の最終年であることから、これまでの政策をしっかりと検証し、大胆な発想の転換を図りながら、「自立性」・「将来性」・「地域性」・「直接性」・「事業効果」の政策原則を意識して、今年度中に町の将来を見据えた新たな総合計画を策定して参ります。

また、本年度末には北海道新幹線の開業を迎えることから、今後、来訪者の更なる増加を見据えて、継続的な交流の維持拡大を図るとともに、北海道側出入り口としての町の立地特性を生かし、経済対策をはじめとした国の動向を十分注視しながら、あらゆる制度を最大限活用して本町においても経済対策の効果が実感できるよう各種施策と町民皆様が住み良い町を実感できるようなまちづくりを進めて参りますので、町議会議員、町民皆様の一層のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

次に、主要な施策についてご説明申し上げます。

第一に、「地場産業の振興によるまちづくり」であります。

過疎化、少子化、超高齢社会という多くの市町村の共通する課題に正面から向き合い、本町が維持存続するためには地域産業の持続発展が必要であり、そのためには生産年齢人口の確保が不可欠です。これまで先人が培ってきた知恵と経験に加え、新たな視点を持って総合的な本町産業の振興施策を進めて参りたく考えております。

農業は、これまでも他産地との差別化を図りながら、安全、安心で良質な産品づくりを進めて参りました。生産従事者の高齢化に伴い担い手が漸減する中であって、生産基盤の整備充実を図りながら、新規就農者対策による担い手確保や施設再編などの省力化により、本町農業生産の維持増大を目指して各種施策を進めて参ります。

林業では、森林資源保全のため間伐などの森林整備や林業専用道整備により、産出木材の「地材地消」が図られてきていますが、これまでの森林整備対策事業や地域材活用住宅助成制度を継続実施するとともに、未利用材を活用した木質バイオマス事業を積極的に推進し、あわせて、林業、林産業の振興方策を検討して参ります。

漁業にあっては、高海水温により大きな被害を受けたウニ中間育成や養殖ホタテはようやく回復傾向となり、また、養殖カキは、新たな装置の導入により更に安全な出荷体制が整い、さらに、秋サケはふ化場の取水施設改修により、今後の回帰率向上が期待できる見通しとなり、今後とも沿岸資源の増大対策や養殖漁業への転換に努め、漁業振興と漁家経営の安定化を図って参ります。

商工業については、商業では殆どの地域で小売店舗が衰退して、購買客の町外流出が続いており、また、製造業や建設業では景況感が改善しているといわれているものの、中小

企業・小規模事業者にとっては未だ厳しい状況が続いていますが、本町の優れた産品を積極的に販売するため、既存施設の活用も含めて交流拠点施設を整備して参ります。

観光振興は、北海道新幹線がいよいよ今年度末に開業することから、近隣他市町と連携を図りながら、本町の資源や特性を最大限活用した体験観光を含めた観光振興についての具体的な事業展開を進めるとともに、新たに竣工した「矢越山荘」を活用した自然体験事業のプログラム化を図り、交流人口の増加を目指して参ります。

(1) 農業の振興については、①主要農産物の生産維持向上のため、「野菜集出荷施設」の施設再編や農地集約化、生産コストの省力化などの検討協議を進めるとともに、必要な支援をします。

②農業担い手育成確保のため新規就農支援事業による青年就農給付金制度の拡充をします。

③農地の多面的機能を維持保全するための、地域活動組織に支援をします。

④ニラ出荷作業省力化実証試験の支援をするとともに、ニラの付加価値向上のため調査研究事業を実施します。

⑤重内地区及び重内第二地区用水路等整備事業の受益者負担の軽減を図ります。

⑥国営土地改良事業の農家負担軽減対策について、関係機関・期成会と協議を進め、解決の方向性を見出します。

(2) 林業及び林産業の振興については、①森林資源保全のため間伐等の「町有林整備事業」を実施するとともに、民有林における人工造林や除間伐など森林整備に対し、町独自の上乘せ補助を継続実施します。

②林業担い手育成確保のため新規就業支援事業による青年就業給付金事業を実施します。

③地材地消推進のため、住宅建設等に対して「地域材活用住宅助成事業」を継続実施します。

④地元スギ材の有効活用を積極的に進めるとともに、木質バイオマスエネルギーの推進に努めます。

⑤地域材の付加価値向上のため、CLT（直交積層材）やLVL（単板積層材）の調査研究と活用検討をします。

⑥水源涵養や二酸化炭素の吸収源となる森林の保全のため「水源林造成事業」を実施します。

⑦有害鳥獣被害防止対策をより推進するため、新たにハンター資格を取得する者へ必要経費の助成をします。

⑧有害鳥獣被害防止のため電気柵設置や捕獲奨励金の上乗せ補助を実施するとともに、エゾシカ被害対策会議の活動を支援します。

(3) 漁業の振興については、①漁家経営安定化のため、ワカメ・コンブの養殖施設の増設と加工品製造機械設備導入を支援します。

②漁業担い手育成確保のため、新規就漁支援として青年就漁給付金事業を実施します。

③サケ定置網更新の支援をするとともに、さけ資源維持増大のため「さけ・ますふ化場河川水取水施設整備事業」を継続支援します。

④ホヤ・ナマコの事業化に向け種苗生産体制確立のための資源培養管理型漁業の振興を図ります。

⑤ウニ・アワビの種苗放流により、沿岸資源を増大し採貝漁業の推進を図ります。

⑥「水産多面的機能発揮対策事業」で藻場保全や海域調査などの事業を実施します。

⑦水産物のブランド化や消費拡大事業を支援します。

⑧小谷石漁港越波対策事業の早期完成に向け要望活動を継続します。

⑨魚礁や増殖礁設置事業などの水産基盤整備の促進を引き続き要望します。

(4) 商工業の振興については、①町内企業等の新分野進出や新商品開発、企業・商品価値向上、人材育成など地域産業振興と新規起業等への新たな支援制度を創設します。

②商業担い手育成確保のため新規就業支援事業による青年就業給付金事業を実施します。

③プレミアム商品券発行事業により地元商工業の振興と地元特産品のブランド化、販路拡大を支援します。

④スポーツ合宿誘致をはじめ交流人口の拡大により、商業振興を図ります。

⑤地域特性を活かした企業誘致活動を進めるため、立地企業に対する支援制度を拡充します。

⑥新規高卒者等を採用する町内事業所への支援を引き続き実施します。

⑦「サマーカーニバル」や「カキニラまつり」などイベント事業を支援します。

(5) 観光の振興については、①新幹線開業が目前に迫り、青函トンネル北海道側出入口をアピールするため、「物産館」のリニューアルにより「道の駅しりうち」の魅力向上を図ります。

②町にある資源素材を活かし、町の活性化を図るため、来訪者にとって魅力が感じられるような交流拠点施設の整備をします。

③「矢越山荘」を拠点に、小谷石地域の観光資源、人的資源を活かした自然体験活動や研修事業、交流事業を進め、地域の活性化と観光振興を図ります。

④観光協会と連携して、農林漁業体験など本町の資源素材を活かした体験プログラムを構築して体験観光の受け入れを進めます。

⑤お試し暮らしや二地域居住などを積極的に進め、移住促進のための具体的な支援を検討します。

第二に、「子供の未来に希望のあるまちづくり」であります。

町を維持発展させていくためには、子どもを生み育てやすい環境整備することが、重要であり、安心して子育てができる育児支援体制の構築と子育ての経済的負担軽減などの支援を充実して、子育てがしやすい町、子育てが楽しい町、子どもが健やかに育つまちづくりを推進します。

就学前保育や教育では、保育料の軽減や幼稚園に特別支援教育支援員を複数配置するなどきめ細かな幼児保育・教育を引き続き進めるとともに、湯ノ里保育所と小学校の施設統合により就学前保育と義務教育の保小連携を図って参ります。あわせて将来的に認定子ども園への移行も視野に、幼稚園舎改築の具体的な検討をして参ります。

また、学童保育施設「子ども交流センター」の開設にあわせ対象児童の拡充を図るとともに、「子ども発達支援事業」や「地域子育て支援拠点事業（相談及び子育てサロン）」を開設します。

さらに、中学生までの子ども医療費の無料化や乳幼児の予防接種事業助成の継続を図り、安心して子育てができる体制を整えます。

教育にあっては、町立知内高校の二間口の維持存続のため、教育内容の一層の充実を図るとともに、保護者の負担軽減のための拡充措置を講じて参ります。あわせて、小・中・高校生のスポーツ・文化活動や研修事業に対し積極的に支援をして、引き続き町の宝である「頑張る子どもを応援する」事業を推進して参ります。

(1) 健(検)診、予防接種、医療費助成については、①中学生までの医療費を無料とする子ども医療費助成とB型肝炎ワクチン・おたふく・ロタウイルス予防接種費用助成を継続します。

②乳幼児を対象とする定期予防接種の接種勧奨をするとともに、一方、子宮頸がんワクチン接種は積極的な勧奨を控え、国の動向や情報の収集に努めます。

③5歳児健診をはじめ乳幼児健診の100%受診を目指します。

(2) 育児支援事業については、①湯の里・ハマナス・漁家団地空家居住促進事業で湯ノ里・涌元小学校児童同居世帯への家賃助成事業を実施します。

②障がいのある児童と保護者のための、療育と相談機能を持った活動拠点として「子ども発達支援事業」を実施します。

③子どもと保護者が交流を通じて子育ての情報交換ができる「地域子育て支援拠点事業」を実施します。

④乳幼児を持つ親を対象に、小児科医による子育て講座を継続実施するとともに、育児相談、新生児訪問を随時実施します。

⑤のびのび教室、離乳食教室、食育教室、すこやか教室など育児教室を開催するとともに、育児サークルの活動を支援します。

(3) 働きながら子育てができる環境づくりについては、①学童保育施設「子ども交流センター」の開設により、知内小学校校区外児童の学童保育利用ができる体制を整えます。

②湯の里保育所の湯ノ里小学校への移転により保育と教育の保小連携強化を図ります。

③保育料の保護者負担の軽減措置を継続します。

④知内幼稚園の改築について検討をするとともに認定子ども園の開設について関係者との協議を継続します。

(4) 子どものスポーツ文化活動、研修事業への支援については、①町民プールを活用した子ども水泳教室を開催するとともに、キッズ運動教室を継続開催します。

②子どもたちのスポーツ文化活動の支援を継続します。

③中学生、高校生の海外研修事業を継続実施します。

第三に、「新たな雇用創出によるまちづくり」であります。

町の活力維持と人口減対策で最重要課題は「若者の雇用対策」であると考えます。とりわけ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、若い世代が安心して働き暮らせる「まちの創生」を目指すこととしております。

本町ではこれまでも若者を雇用する地元企業への支援を進めて参りましたが、町内基幹産業の振興と業種間の連携強化を図り、積極的に就業・就労の場の創出に向けた施策の展開が必要であると考えております。

このことから、ものづくり・起業・商品開発・人材育成など総合的かつ重点的に本町の将来を見据えた人材育成・産業育成を図り、地域内での雇用創出を図って参ります。

(1) 人材の育成・確保については、①町内企業従業員の技術習得や資格取得支援などにより、人材の育成に努めます。②農業・漁業の技能・技術習得のための研修支援により、担い手の育成に努めます。

(2) 就労の場の確保については、①町内企業の新分野進出や規模拡大支援を実施し、雇用の創出拡大を図ります。

②地域資源を活用した特産品や新商品開発と販売事業への支援により、雇用の創出を図ります。

③町内への企業立地を支援し、雇用の創出を図ります。

④新規高卒者等雇用奨励助成制度を継続実施し、町内事業所への若者雇用を支援します。第四に、「生き生きと活力あふれるまちづくり」であります。

安全、安心のまちづくりのために、住民の生活基盤の整備促進を図って参ります。また、消防水利を充実させるとともに、公共施設の耐震化や一般住宅の耐震改修助成事業を実施して参ります。

町道は、年次計画により整備を進めるとともに、橋梁の長寿命化対策を進めて参ります。また、高齢者世帯等の負担軽減のため総合的な雪への対策事業も継続して実施します。

水道事業では、良質で安定的な水利確保のため、配水管などについて耐震等も考慮しながら計画的に更新をするとともに、下水道施設についても長寿命化計画に基づき設備更新を継続して進めます。あわせて下水道・合併浄化槽の普及推進と、ごみの減量化や資源化を推進して参ります。

健康で心豊かに暮らすことは、町民皆様の最大の願いであります。予防接種による感染症対策、各種健（検）診や健康教室の実施による生活習慣病予防対策を支援するとともに、町民の健康づくりのため保健事業とスポーツ振興事業の連携強化を図ります。

また、函館市を中心市とした「定住自立圏」の圏域内で「ドクターヘリ」の運航が開始されたことから、広域連携による救急医療体制のさらなる充実をして参ります。

さらに、交通安全運動や地域防犯運動に対しましては、町民皆様や関係機関のなご一層の参加協力をいただき、実効性のある運動を展開します。

(1) 安全、安心の生活基盤の整備については、①町道整備と橋梁長寿命化の計画的実施、また、生活道路の整備助成を継続するとともに、防犯灯整備に努めます。

②公営住宅長寿命化計画により、設備改修などを実施します。

③福祉除雪サービスや屋根の雪下し助成事業の継続と総合的な雪対策事業を積極的に進めます。

④水道配水管更新事業を継続実施するとともに、知内町クリーンセンターの設備更新を実施します。

⑤消防水利確保のため防火水槽や消火栓など消防水利を整備します。

⑥住宅の耐震診断と耐震改修に対する助成を継続します。

⑦総合的な防災訓練を継続して実施します。

⑧下水道と浄化槽の普及促進を図ります。

⑨中央公民館・スポーツセンターの耐震改修工事を実施します。

⑩中の川河川改修、森越川河口整備や砂防、高波対策事業の促進を引き続き要望します。

⑪定住自立圏の広域連携によるドクターヘリの共同運航に参画します。

(2) 心豊かに暮らす環境づくりについては、①国民健康保険会計の運営安定化のため、特定健診の受診勧奨や医療費の適正化対策を進めます。

②第6期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の充実を図ります。

③住民健（検）診や各種予防接種の助成を継続するとともに、脳検診や高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業の受診・接種勧奨を進めます。

④介護予防事業「いきいきサロン」の開催支援や地域ボランティアの養成支援を継続します。

⑤認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)整備について検討をします。

⑥町民の健康保持増進のため、冬期間も利用できる克雪型多目的体育館の建設を検討します。

(3) 住民参加のまちづくりの推進については、①住民参加の町政実現のため「まちづく

り懇談会」や「ふれあい懇話会」を引き続き開催します。

②「団体・グループ」との意見交換会を実施し、町民の参加と協働によるまちづくりを進めます。

③交通安全運動や地域安全運動を住民総ぐるみ運動として展開します。

④まちづくり総合計画の策定にあたり、町民や産業団体・組織・福祉団体等幅広い皆様からのご意見やご要望の計画反映に努めます。

第五に、「交流事業の推進によるまちづくり」であります。

町はこれまでも来訪者を温かく迎え、ふれあう交流のまちづくりを推進してきましたが、今後も継続して各種スポーツ大会の誘致や地域間交流の機会拡充に努めるとともに、新幹線開業が目前に迫り、来訪者の増加が見込まれることから、新たに竣工した矢越山荘の有効活用と物産館（道の駅）の施設改修や既存施設を活用しての交流拠点施設整備を進めて参りたく考えております。

また、今年度開館する遊泳館（温水プール）や既存のスポーツ施設を活用してのスポーツ交流・スポーツ合宿を積極的に推進するとともに、さらなる環境整備のため、克雪型多目的体育館の建設に向けて具体的な検討を進めて参ります。

さらに、既存の町有施設及び町内民宿を含めた宿泊施設の有効活用と、「農業体験事業」の充実を図るとともに、体験受入の拠点づくりについても引き続き検討を進めます。

（１）他地域との交流事業の推進については、①矢越山荘を活用して、体験観光や交流事業を積極的に推進します。

②物産館（道の駅）の施設改修を実施し、道の駅の魅力度向上を図ります。

③町内の既存施設を活用して、特産品販売などの交流拠点施設整備をします。

④体験農園へ積極的に体験受け入れを進め、他地域との交流促進を図ります。

⑤友好町である今別町との各団体の交流事業を引き続き支援します。

（２）スポーツ交流や合宿の里づくりについては、①町民プールをはじめ各スポーツ施設を活用してのスポーツ人口の拡大を図ります。

②渡島西部四町や函館市を中心とした「定住自立圏」構想の中で合宿誘致を進めるとともに、合宿受入れ宿泊事業者に対する助成制度を検討します。

③スポーツ合宿の里づくりを進めるため、克雪型多目的体育館の整備と、町営スキー場への圧雪車導入に向けて具体的検討を進めます。

第六に、「地域特性を活かしたまちづくり」であります。

北海道新幹線開業まで1年となり、来訪者の増加が見込まれることから、近隣他市町との連携を一層緊密にして、受入態勢を整備するとともに、地域高規格道路「松前半島道路（木古内～松前間）」早期着工のため、松前半島道路建設促進期成会で要請活動を実施して参ります。

また、新幹線開業時の、青函トンネル内での貨物列車との共用走行に係る、「トレイン・オン・トレイン（新幹線貨物専用列車）」基地建設については、国やJR北海道の動きを注視しながら、情報収集を継続します。

知内川の復元対策として整備した重内頭首工の魚道や周辺の親水広場を活用して、積極的に自然体験活動を推進して参ります。あわせて、さけ・ますふ化場の河川水取水施設の継続整備、知内ダムからの濁水対策等についても、引き続き関係機関と連携のもと事業を推進して参ります。

本町で最も高齢化が進展している小谷石地区の地域活動への支援、少子化が進み木材加工業など地域産業での就労者確保が大きな課題となっている湯の里地区の振興対策も進め

ます。

(1) 地域高速道路網の整備に向けた取組みについては、①地域高規格道路「松前半島道路」の整備に向け、松前半島道路建設促進期成会での要請活動に参加します。

(2) 新幹線貨物専用列車構想の実現に向けた取組みについては、①渡島総合開発期成会と連携を図り、関係機関に対して要請活動を継続します。

(3) 知内川の復元対策については、①重内頭首工に設置の魚道と親水広場を活用し、子どもたちが自然に親しむための事業を実施します。

②天然アユが棲める知内川の復元と知内川の自然に親しむ事業活動に対して支援をします。

③知内川の総合的な環境改善に向け関係機関に対する要望活動を継続実施します。

(4) 重点的な地域総合振興対策については、①矢越山荘を活用して、小谷石活性化のための地域活動を支援します。

②物産館改修をはじめ道の駅周辺整備や青函トンネル北海道側出入口への展望テラス整備など、湯の里地区の振興事業を実施します。

③湯の里団地・ハマナス団地・漁家団地空家に対する小学生同居世帯家賃助成制度の実施により、団地の恒常的な空家の解消対策と小学校児童の確保対策を講じます。

(5) 再生可能エネルギーの取組みは①木質バイオマスエネルギーの活用をするとともに、利用促進を図ります。

②潮流発電やメガソーラー発電の候補地としての優位性を積極的にPRします。

第七に、「行財政改革の推進」であります。町が行財政運営について、当町の懸案事項となっていた実質公債費比率は「公債費負担適正化計画」に定めた目標を予定どおり達成し、引き続き創意工夫により行政コストの削減に配意しながら財政運営をしているところであります。今年度にあっては、効率的な財政運営を進めるための「財務会計システム」の導入と、「マイナンバー制度」施行に対応するための「総合行政システム」の整備を図りつつ、戸籍事務の適正化と効率化による住民サービスの向上を図るため、関係町との連携による戸籍の電算化に取り組みます。また、町の貴重な財源である町税の収納については、公平公正の見地から、滞納税の縮減のため引き続ききめ細かな納税相談の実施と、必要な徴収手続きを進めて参ります。

(1) 行財政改革の推進については、①公共施設総合管理計画を策定し、公共施設の長寿命化と維持管理の適正化を図ります。

②公有財産の適正管理と新地方公会計制度に対応するため公有財産台帳の整備をします。

③各種行政システムを運用し、事務改善と事務効率化を図ります。

以上、町政執行にあたっての考えを申し述べさせていただきましたが、本町にはこれまで多くの先人が築き上げてきたすばらしい歴史があり、私に課せられた使命は、本町の歴史を持続・発展させ、町民の皆様が 幸せを実感できる町にすることです。そのために職員と一丸となって歩んで行く覚悟であります。

町議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。以上であります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで行政執行方針を終わります。

● 平成27年度知内町教育行政執行方針について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第20、『平成27年度知内町教育行政執行方針について』を議題とします。
教育長から説明願います。

◎ 教 育 長（田中健一）

平成27年知内町議会第1回定例会の開会にあたり、知内町教育委員会所管行政の執行に関する方針を申し上げます。

今日、社会が急速に変化する中で、多文化への対応や少子高齢化による社会活力低下への懸念などの課題が生じており、地域の発展を支える基盤となる教育への期待と課題が示されております。

こうした状況の中、昨年度は、コミュニティ・スクールの設置をはじめ、子どもの体力・運動能力向上の取組み、ICT環境の整備促進、小規模特認校の設置並びに学校と保育所の複合化などの重要施策に取組みました。

教育現場では、基礎学力の保障、いじめや不登校の解消、教育的支援が必要な子どもへの支援体制づくりなど、子どもの抱える不安を取り除き、安心して学べる環境づくりを組織だてて進めていただきました。

一方、社会教育・スポーツ振興に関しては、念願であった町民プールの新設、放課後に安心して集える施設の設置をはじめとして、地域活性化や文化・スポーツ交流などの事業展開を進めてまいりました。

1、基本的な考え方「知内町学校教育中期推進計画」「第6次知内町社会教育中期推進計画」を策定し取組みを進めてまいりましたが、平成27年度は、この評価検証並びに次期諸計画づくりに努めてまいります。

とりわけ、学校教育においては、「知・徳・体」のバランスのとれた教育活動の充実と、その基盤となる幼小中高一貫教育を充実・強化していく必要があります。

また、いじめ防止の条例を通して、子どもの豊かな心を育む効果的な施策を進めてまいります。

2、教育委員会の充実に向けて。4月より新たな教育委員会制度がスタートします。教育委員会が歴史的に果たしてきた役割を踏まえながら、教育現場の状況を適切に把握し、積極的・主体的に教育事務の執行管理に邁進する必要があります。そのため、学校及び保護者、地域との意思疎通及び連携を一層進めること、個々の教育行政施策の達成状況を具体的に評価し課題を明確にすることを通じ、町長との共通理解を図ってまいります。

また、校長会、学校運営協議会等と連携し、保護者の期待・要望、児童生徒の生活実態を的確に捉え、柔軟な発想による幅広い議論の場を設けてまいります。

3、学校教育の充実（1）知内町学校教育中期推進計画の推進。

平成23年度より、5ヵ年計画で4つの目標と8つの重点施策・重点事業を進めており、その5年次目の取組みとなります。

目標1、子どもの自信力を高める ①子どもの学力を育てる取組み

学力の向上は、生徒指導、生活習慣と密接な関係があり、学校・保護者と情報を共有した上で地道な取組みを行う必要があります。そのため、学校改善プランを作成し、随時点検評価を重ねながら、創意を生かした授業展開を研究することや情報機器等の活用により、授業が更に改善される取組みを推進してまいります。

また、経験の浅い教員の授業力向上に向けた計画的研修の実施、子どもに基礎的な学習

事項を定着させるための指導体制を整えるなど、学校の取組みを支えてまいります。

更に、特別支援教育に関しては、「インクルーシブ教育システム構築事業」の継続指定を受け、合理的配慮協力員、他教育機関との連携を深め、「就学相談」「多様な学びの場の整備」など共生社会の実現に向けた取組みの定着を目指します。

今年度の新たな取組みとして、キャリア教育に関わる研修会を開催し、将来の社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育成する教育活動の充実に努めます。更に、国際理解教育では、英語力が身につく授業内容の充実、多文化に接し課題解決力等を養う学習の機会の充実に努めます。

② 子どもの体力・運動能力を育てる取組み

体力向上のための総合実践事業を機会とし、子どもの体力低下、食事の取り方等への取組みが充実しました。今年度は、次の3点を重要課題として取り組んでまいります。1つは、「体力手帳」を活用し、各学校、各個人が目標を設定しながら取り組んでいく機会を拡充してまいります。2つ目は、生活リズムチェックシートを活用し、家庭の理解と協力を得ながら生活習慣の改善に取り組んでまいります。3つ目は、大学や関係機関と連携し、効果的指導方法を取入れた教員研修を実施いたします。

③ 豊かな人間性を育てる取組み

近年の急速な情報化進展の中で、電子メディアがもたらす弊害から子どもたちを守る取組みや、共通に求められるルールやマナー、規範意識などを身に付けさせることが求められております。そのため、以下の取組みを進めます。

1つは、児童生徒同士やPTAとの協議から、「約束事」を決め、インターネット上でのいじめ等を防ぐ取組みを進めます。次に、学校での教育相談や組織的取組みの支援に向け、相談員の派遣、ソーシャルスキルを学ぶ機会、アンケート等の調査活動を実施します。3つ目は、道徳教育の充実に努めます。命を大切にする心や思いやりの心等人間の価値に気付かせる道徳の時間の充実に取り組みます。

④ 信頼される知内高等学校教育の確立

西南渡島において、子どもたちや保護者が高校進学に不安をもたないために、通学条件、教育内容、進路指導、特色ある教育活動、部活動などを充実させてまいりました。一方、学校運営協議会を設置し、多様な視点から学校を支える仕組みも整えました。

今年度は、コース制、習熟度別指導、サテライト授業の評価点検とともに若い教職員の指導力向上に向けた支援を進め、高い学力と豊かな人間力が身につく環境を整備します。

2点目は、学校と学校運営協議会委員の協働体制づくりを支援します。町内の生徒はもとより、近隣市町、全道の意欲ある生徒も「行きたい」と思うような魅力づくりを進め、1学年2学級を持続可能なものにします。

また、高等学校で特別な配慮を要する生徒への適切な教育環境の確保・進路実現など高等学校における特別支援教育を継続的に支援してまいります。

目標2、緊密な連携と確かな接続の確立

知内町教育は「一貫教育」理念の下、特別支援教育、外国語教育、地域連携研修等の充実に努めてまいりました。

今年度は、幼児教育の重要性が指摘され、義務化も検討されている中、「幼児教育の必要性」についての指針を取りまとめます。

また、知内町教育研究所、英語教育推進協議会、学校保健会、インクルーシブ教育推進会議等の協議会で適切な対応が取り進められるため、専門家の協力を得た研修会の開催等の取組みを充実させます。

目標 3、学校・教職員の力を高める取組み ①信頼される教職員の育成

教職員の人間力や指導力が子どもたちの成長にとって何より必要です。教職員の服務規律を徹底し、研修等を通じて指導力の向上に努め、信頼される教職員の育成に努めます。

今年度は、教職員評価の計画的実施や個人面談を活用し、教職員の自覚や意識を高める指導を徹底します。また、期限付教員や支援員の不安を解消するための研修機会を確保し、指導力を高める取組みを進めます。

一方、学校評価については、学校関係者評価等により地域住民等の参画、評価結果を踏まえた学校改善に取り組めます。

②学校を支援するシステムの整備

学校の教育環境の改善、教育の質の向上のためには、成果、検証を踏まえた支援体制作りが必要です。今年度は、子どもの基礎学力を保証するための教員等の配置、高校教員による小中学校での指導、合理的配慮協力員等による特別支援教育指導、ICT指導員の派遣等を継続して実施していきます。

更に、危機意識を持って学校安全、防災体制の点検評価を進め、安心して通える学校づくりを進めます。

また、湯ノ里地区における保育所・小学校複合施設の円滑な運営並びに魅力ある教育活動実現に向けた支援に取り組んでまいります。

目標 4、家庭・地域と連携した教育の推進

社会が大きく変化する中、子どもたちを健全に育てていくことが重要です。このため、コミュニティ・スクール導入の評価を実施し、指定拡大に向けての課題解決を進めます。

更に、「いじめ」防止、ネットトラブル防止の実効性を目指す協議の場、「食育」に係わる学習機会、家庭での読書時間を確保する取組みなど、家庭と学校が互いに情報を共有し、共に子どもを育てていくことができるような取組みを進めます。

また、安全・安心な学校給食を提供するため、地場産物の活用、「学校生活管理表」を活用したアレルギー疾患への対応、バランスの取れた食事を学ぶ機会の設定などに取り組んでまいります。

4、社会教育の充実。知内町民が豊かな生活を送るためには、積極的に学び、その成果を地域社会に生かす環境をつくる必要があります。

そのため、町民の皆さんが学ぶ拠点整備や学びを選択できる多様な事業構成、社会貢献できる機会の提供に努めます。

今年度は、次の6点に重点を置いた取組みを進めます。

(1) 学習情報提供と相談機能の充実を図ります。

多様な学習機会を提供するため、公民館等を中心とした講座等を拡充するほか、学習情報の提供や相談体制を整えます。教育委員会広報等を活用し、きめ細かな情報提供と相談しやすい環境づくりに努めます。

(2) 生涯各期における学習活動の促進に努めます。

学習ニーズを把握し、関係機関等の支援を受けながら、学習内容の充実に努めます。特に、読書環境づくりでは、公民館図書室の整備と道立図書館や学校と連携した取組みを継続してまいります。

また、知内みらい大学の運営では、学生間の交流を図りながら、学習ニーズや地域づくり等に対応するなど、参加者の要請や社会貢献できる学習機会を提供する運営に努めます。

更に、「ネット上でのいじめ防止」・「食品の安全性・食事の大切さ」等、学校・家庭・

地域が一体となった取組みが必要となっていることから、研修会の開催などの取組みを進めます。

(3) 社会教育指導者養成に努めます。

多様化する学習ニーズや地域課題など、様々な願いを叶えるため、指導者の養成に努めます。そのため、社会教育主事会での研修を通して、地域住民が求める事業に対応する力量を向上させます。

また、全道公民館協会と連携し、学習拠点としての公民館のあり方や施設整備について検討してまいります。

(4) 自主的・創造的な文化活動の推進に努めます。

文化芸術は、過去から未来へと受け継ぎ、人々に喜びや感動を与えると同時に、地域社会の全ての営みの基盤として重要です。今年度は、管内文化団体と連携した事業推進、大学等の支援を受けた学習機会の提供、音楽に親しむ機会の充実など、文化や芸術に親しむ機会を提供します。

(5) 地域の教育力向上に努めます。

地域全体で子どもたちを見守り育てていくためには、保護者や地域の方々が学ぶ機会を地域に定着させる取組みが重要です。そのため、地域の方々がボランティアとして、学校の教育活動を支援する取組みを促進してまいります。

具体的には、学校支援ボランティアの活動促進、子どもを見守る活動への支援、放課後子ども教室の設置、コミュニティ・スクールの活動支援、子ども会リーダー養成事業への積極的な参加など地域の教育力の向上を図り、大人と子どもとの結びつきを強める取組みを進めます。

(6) 家庭教育支援に努めます。

家庭教育支援においては、保護者への共感と、親としてのニーズの把握が何より大事なことです。今年度は、子どもの発達時期に係わる情報提供、親世代の交流を深め、情報交換や悩みなど気軽にできる機会づくり、料理教室、読書活動では「ノーテレビ・ノーゲーム・読書デー」のモニター募集、「早寝早起き朝ごはん」運動の普及啓発、「生活リズムチェックシート」の活用など、家庭や地域の教育力の向上に取り組めます。

5、生涯スポーツの振興

知内町体育施設の充実と町民各位の支援により、スポーツ合宿誘致やスポーツ交流等、数多くの人々が知内町に足を運んでいます。

また、新設された第1町民プールは、町民のスポーツ選択を拡大し、健康増進の機会として大きな期待が寄せられています。

今年度は、次の5点に重点を置き取組んでまいります。

(1) 各種スポーツ大会の開催誘致・スポーツ合宿による町の活性化に努めます。

(2) スポーツ少年団指導者研修会やスポーツ少年団大会などを開催し、競技人口の底辺拡大を図りながら競技力の向上を目指します。特に、スポーツ活動における体罰の防止については、引き続き啓発を図ってまいります。

(3) 第1町民プールのオープンセレモニーの開催とプールを活用した講座・教室の開催に取り組んでまいります。

(4) 町内スポーツ施設の維持管理に適切に取組み、安全で快適な場の提供に努めます。特にスポーツセンターの耐震改修工事を実施し安全安心な施設を目指すとともに、スキー場の管理に万全を期し、安全性の確保に努めます。

(5) スポーツ活動の充実を図るため、北海道体力向上総合実践事業を活用したプログラ

ムの充実やスポーツ推進委員研修会等でニュースポーツ等の普及奨励を進めます。

6、文化財の保存・活用と地域文化の振興

知内町郷土資料館事業は、全道博物館協会と連携し、知内町の文化財の保存・活用など幅広い事業展開をしております。今年度は次の取組みを進めてまいります。

学校や団体、幅広い町民の参加を得ながら、知内町の文化資源をテーマとして、その特色や価値を学ぶ機会を継続します。特に「知内学」や「ふるさと講座」、「ミュージアム・パル」など知内町文化の象徴的な事業は、郷土資料館の活動を支援する人々やグループなど、地域の人材を育成する場となっており、全道に誇れる取組みに成長しています。

知内町文化交流センターでは、各種団体等による独自活動並びに展示活動を継続し、人々の交流を生み出しながら文化創造に一層積極的な役割を果たすことができるよう努めてまいります。同時に、将来の活用について多様な観点から検討し、知内町の財産として町民の要請に応じていけるような方向を示してまいります。

7、むすびにあたって

平成27年度は、「知内町学校教育中期推進計画」、「第6次知内町社会教育中期推進計画」の実施から5年目にあたり、成果検証と次期計画策定年度となります。地域社会の活性化の基本となる人材の育成や、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、活力ある教育行政の推進に取り組んでまいります。

平成27年度知内町教育行政執行にあたり、町民の皆様並びに議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。よろしくどうぞお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、教育行政執行方針は終わりました。

● 散会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。なお、明日は午後1時から会議を再開します。

（ 散会 午後 5時02分 ）